

第四十九回衆議院議事速記第九號

帝國議會

大正十三年七月十一日(金曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第八號

大正十三年七月十一日

午後一時開議

第一 議員田淵豐吉君懲罰事犯ノ件 (委員長報告)

第二 藥品營業並藥品取扱規則第四十

六條第一項ノ適用ニ關スル法律案 (政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第四 大正九年法律第五十六號中改正法律案(政府提出)

第五 營業稅法廢止法律案(森田金藏君提出) 第一讀會

第六 大學令中改正ニ關スル建議案 (武内作平君外十一名提出) (委員長報告)

第七 農村振興ニ關スル建議案(床次竹二郎君外十七名提出)

第八 農村振興ニ關スル建議案(東武君外十六名提出)

第九 部落有林野統一緩和ニ關スル建議案(土井權大君提出)

第十 小麥及小麥粉輸入稅率引上ニ關スル建議案(土井權大君提出)

第十一 國有林野所在府縣町村ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君外二名提出)

第十二 飛行事業擴張ニ關スル建議案(長岡外史君提出)

第十三 澁川長野原間鐵道速成ニ關スル建議案(木槍三四郎君提出)

第十四 遠信鐵道速成ニ關スル建議案(樋口秀雄君外三名提出)

第十五 遠信鐵道速成ニ關スル建議案(倉元要一君外一名提出)

第十六 金鷲助幼年金增額ニ關スル建議案(熊谷直大君外三名提出)

第十七 用排水幹線改良事業費國庫補助ニ關スル建議案(加藤知正君外七名提出)

第十八 義務教育費國庫負擔增額ニ關スル建議案(元田隆君外十六名提出)

第十九 水産助成ニ關スル建議案(元田隆君外十六名提出)

第二十 府縣稅戶數制規則改正ニ關スル建議案(原田胸太郎君提出)

第二十一 花卷金石間鐵道開通ニ關スル建議案(志賀和多利君外二名提出)

第二十二 大阪和歌山間鐵道敷設ニ關スル建議案(山口義一君外一名提出)

第二十三 地震研究ノ特殊機關設立ニ關スル建議案(田中善立君外四名提出)

○議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(原田書記官朗讀)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

所得稅法中改正法律案

提出者 菊池謙二郎君

(以上七月九日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

日露漁業協約ニ基ク日本漁業者救済ニ關スル建議案

提出者 黒住 成章君 一柳仲次郎君 川崎 克君 石原正太郎君 野村 嘉六君 清水 長郷君

高草美代藏君 増田 義一君 若尾 璋八君

吳三原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

提出者 山道 襄一君 横山金太郎君 荒川 五郎君 金田平兵衛君 栗延敬太郎君

東京都制促進ニ關スル建議案

提出者 作間 耕逸君 頼母木桂吉君 三木 武吉君 横山勝太郎君 太田信治郎君 中原德太郎君 磯部 尙君 宮崎三之助君 矢野 鉦吉君 關 直彦君 古島 一雄君 林田龜太郎君 鳩山 一郎君 本田 義成君 高木益太郎君 安藤 正純君 (以上七月九日提出)

預金部資金運用委員會設置ニ關スル建議案

提出者 川原 茂輔君 吉植庄一郎君 高橋 光成君 上埜安太郎君 千代川改修促進ニ關スル建議案

提出者 由谷 義治君 谷口源十郎君 山根 儀重君 三好繁次郎君 (以上七月十日提出)

一 昨十日内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリ

タル旨ノ通牒ヲ受領セリ

外務省所管事務政府委員被仰付

(左ノ報告ヲ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一去九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ

如シ

震災ニ因ル喪失無記名國債證券ニ關スル

法律案

加藤 六藏君 齋藤 金吾君

平川松太郎君 伊坂秀五郎君 原田藤次郎君 鈴木 隆君 若尾義太郎君 山口 左一君 高草美代藏君

高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案

荒川 五郎君 齋藤仁太郎君 山根 儀重君 吉村 伊助君 島本 信二君 山下 谷次君 土屋清三郎君 細梅 三郎君 本田 義成君

朝鮮銀行法中改正法律案

一柳仲次郎君 近藤重三郎君 山道 襄一君 永田善三郎君 池田 泰親君 牧山 耕藏君 松山常次郎君 笠原 忠造君 板野 友造君

一去九日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

復興貯蓄債券法案(政府提出)委員

委員長 竹内友治郎君

理事 加藤 綱一君 杉 宜陳君 高木 正年君

贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル法律案(政府提出)委員

委員長 加藤政之助君

理事 太田信治郎君 岩切 重雄君 松本 眞平君 星島 二郎君 石坂 豊一君

借地借家臨時處理法案(政府提出)外一件

委員 磯部 尙君

委員長 作間 耕逸君

理事 一去九日常任委員補選舉ノ結果左ノ如シ

第四部選出 懲罰委員 原惣兵衛君(安保庸三君補

員)

第八部選出

決算委員 西方利馬君(松實喜代太君 補闕)

第九部選出

懲罰委員 井本常作君(小野重行君補 闕)

一去九日警備品等輸入税ニ關スル法律案委員星島二郎君平沼亮三君辭任ニ付其補闕トシテ齋藤眞三郎君、森田茂君ヲ復與貯蓄債券法案委員井出繁三郎君辭任ニ付其補闕トシテ禰苗代君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

一去九日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ 小作調停法案(政府提出)委員 理事 青木知四郎君(理事齋藤隆夫君 補闕)

一昨日委員長及理事五選ノ結果左ノ如シ 震災ニ因ル喪失無記名國債證券ニ關スル法律案(政府提出)委員 委員長 高草美代藏君 理事 鈴木 隆君

高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案(政府提出)委員 委員長 荒川 五郎君 理事 本田 義成君

朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)委員 委員長 山道 襄一君 理事 松山常次郎君

一昨日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第一部選出 懲罰委員 清瀬一郎君(星島二郎君補 闕) 第二部選出 豫算委員 坂東幸太郎君(小川郷太郎君補 闕)

一昨日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ 替澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案(政府提出)委員 理事 馬場義典君(理事星島二郎君補 闕)

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ

○作間耕逸君 議事日程ノ順序ヲ變更シテ...

○議長(粕谷義三君) 作間君ニ發言ヲ許シ...

○作間耕逸君(續) 日程第一ノ議員田淵豐吉君懲罰事犯ノ件ハ之ヲ後廻シト爲シ、後刻適當ノ機會ニ上程セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク後廻シニ決シマシタ

○議長(粕谷義三君) 西岡君何デスカ

○西岡竹次郎君 議事ノ進行ニ付テ發言致シタイ

○議長(粕谷義三君) 許可致シマス

○議長(粕谷義三君) 加藤政之助君

○加藤政之助君 替澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案ノ委員會ヲ只今カラ開キタイト思ヒマス、右許可ヲ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○加藤政之助君 委員諸君ハ第一委員室ニ御集リテ願ヒマス

○西岡竹次郎君 中正俱樂部ノ有志カラ選舉法ノ改正案ヲ七月三日ニ提出致シテ居ルノデアリマス、一昨日中正俱樂部ノ幹事カラ、本日第五番目ニ上程サレルト云フコトヲ、提出者デアアル所ノ私竝ニ同僚諸君ニ御報告ガアツタデアリマス、故ニ本日ハ其普通選舉法案ガ上程サレルモノダト思ヒテ今朝公報ヲ見マス、ソレガ上程サレテナイノデアリマス、ドウシタコトカト議長ニ其事ヲ御尋ね申シマシタ所ガ、議長ハ少シモソレヲ御存知ナイ、秘書課ニ參リマシテ御尋シマス、昨日マデハ儘ニ上程スルコトニナラテ居、夕方マデナラテ居、現ニ私ノ俱樂部ノ幹事モソレヲ見届ケテ居ルノデアリマス、ドウシテソレデアハソレヲ變更スルレタカ、間ク所ニ依リマスルト憲政會ノ鈴木富士彌君ガ、秘書課ニ來ラレマシテ、此案ニ對シテハ三派ノドウ云フ態度ヲ執ルカト云フ交渉ガマダ出來テ居ナイカラ、此交渉ノ出來ルマデ上程ヲ見合セテ呉レ、此方カラ何分ノ挨拶ヲスルカラト云フ御話デアツタサツデアリマス、ソレデ革新俱樂部ニ來リマシテ、此中正俱樂部カラ出シマシタ所ノ普通選舉法案ニ對スル態度ハ、マダ決マテ居ラナイノデアリマス、御致シマス、ソレハ六日ノ各派交渉會ニ於テ態度ハ決マテ居ル、即チ十八名ノ委員付託ニスルト云フコトニナラテ居ルト云フコトデアツタ、ソレデアハ今日ノ上程ヲ變更スルコトニ付キマス、少シモ知ラナイト云フ御話デアラス、政友會ノ方ニ尋ネマシテモ同様ニ知ラナイト云フコトデアリマス、書記官長ガ私ノ控室ニ留守ニ來テ仰シヤッタコトニハ、成ツケ初メノ方ニ上程シテ貰ヒタイト云フ希望ガアツタカラ、今日ハ澤山政府案ガアルカラ後廻シニシタノデアアルト云フヤウナ意味ヲ仰シヤッタサツデアゴザイマスガ、併ナガラ秘書課ニ於ケル所ノ鈴木富士彌君ノ上程ヲ延バサレマシタ理由トハ大ニ異ニテ居ルヤウニ思ヒマス、更ニ今日七日東京日々新聞ニ依リマス、六日ノ三派交渉會ニ於テ、憲政會ノ安達謙藏君ハ、此普通選舉法案ハ政府ヲシテ次ノ通常議會ニ提出スルト云フコトヲ言明サシテ、即決否決ヲシヤウト云フ意味ヲ述ベラレタ、併ナガラ若シモサウスルナラバ普通選ヲ阻止スルト云フ國民カラ非難ヲ受ケルカラ、十八名ノ委員ニ付託シヤウト云フコトニ決マツタト云フコトデアリマス、委員會ニ付託スルノハ慎重審議スルト云フ意味デナケレバナラヌ、國民ノ非難ヲ通ルル爲ニ委員會ニ付スルト云フコトハ何事デアルカ(ヒヤ)

○議長(粕谷義三君) 何ダソレハ

○何ダ議事進行ダ

○憲政會ニ取リマシテハ長イ間奮闘致シタ所ノ此大切ナル

一昨日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ 替澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案(政府提出)委員 理事 馬場義典君(理事星島二郎君補 闕)

アリマス、ドウシテソレデアハソレヲ變更スルレタカ、間ク所ニ依リマスルト憲政會ノ鈴木富士彌君ガ、秘書課ニ來ラレマシテ、此案ニ對シテハ三派ノドウ云フ態度ヲ執ルカト云フ交渉ガマダ出來テ居ナイカラ、此交渉ノ出來ルマデ上程ヲ見合セテ呉レ、此方カラ何分ノ挨拶ヲスルカラト云フ御話デアツタサツデアリマス、ソレデ革新俱樂部ニ來リマシテ、此中正俱樂部カラ出シマシタ所ノ普通選舉法案ニ對スル態度ハ、マダ決マテ居ラナイノデアリマス、御致シマス、ソレハ六日ノ各派交渉會ニ於テ態度ハ決マテ居ル、即チ十八名ノ委員付託ニスルト云フコトニナラテ居ルト云フコトデアツタ、ソレデアハ今日ノ上程ヲ變更スルコトニ付キマス、少シモ知ラナイト云フ御話デアラス、政友會ノ方ニ尋ネマシテモ同様ニ知ラナイト云フコトデアリマス、書記官長ガ私ノ控室ニ留守ニ來テ仰シヤッタコトニハ、成ツケ初メノ方ニ上程シテ貰ヒタイト云フ希望ガアツタカラ、今日ハ澤山政府案ガアルカラ後廻シニシタノデアアルト云フヤウナ意味ヲ仰シヤッタサツデアゴザイマスガ、併ナガラ秘書課ニ於ケル所ノ鈴木富士彌君ノ上程ヲ延バサレマシタ理由トハ大ニ異ニテ居ルヤウニ思ヒマス、更ニ今日七日東京日々新聞ニ依リマス、六日ノ三派交渉會ニ於テ、憲政會ノ安達謙藏君ハ、此普通選舉法案ハ政府ヲシテ次ノ通常議會ニ提出スルト云フコトヲ言明サシテ、即決否決ヲシヤウト云フ意味ヲ述ベラレタ、併ナガラ若シモサウスルナラバ普通選ヲ阻止スルト云フ國民カラ非難ヲ受ケルカラ、十八名ノ委員ニ付託シヤウト云フコトニ決マツタト云フコトデアリマス、委員會ニ付託スルノハ慎重審議スルト云フ意味デナケレバナラヌ、國民ノ非難ヲ通ルル爲ニ委員會ニ付スルト云フコトハ何事デアルカ(ヒヤ)

○議長(粕谷義三君) 何ダソレハ

○何ダ議事進行ダ

○憲政會ニ取リマシテハ長イ間奮闘致シタ所ノ此大切ナル

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ

關テ來タ所ノ憲政會デアリマス、此大切ナル所ノ普通選舉法案ヲ、斯ノ如ク不真面目ナル所ノ態度ヲ以テ取扱フト云フコトハ何事デアルカ(ヒヤ)

○議長(粕谷義三君) 何ダソレハ

○何ダ議事進行ダ

○憲政會ニ取リマシテハ長イ間奮闘致シタ所ノ此大切ナル

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

○議長(粕谷義三君) 只今西岡君ヨリ議事進行ノ名ニ於テ御述ニナリマシタコトハ、議長ニ於テハ少シク大體ニ於キマシテハ議事日程ハ議長ノ責任ニ於テ決定スルノデアリマス、而シテ西岡君等ノ御提出ニナリマシタ普通選舉ガ、本日ノ日程ニ上ラナクタイト云フコトニ付テハ、ソレハ書記官長ノ述ベラレタ通りデアリマス、本案ハ多分次回ノ日程ニハ初メノ方ニ上ルコトデアラウト信ジテ居リマス、其他ノ御述ニナリマシタ事ニ付テハ、議長ヨリ御答スル限リデアリマセヌ

ルノデアリマスカラ、是が卒業生ハ藥劑師タル十分ノ資格ガアルモノト認メテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ本法案ニ依テ同學部ノ卒業者ニハ無試験ニテ藥劑師免狀ヲ授與スルコトニ致シタイノデアリマシテ、本案ヲ提出致シテ次第デアリマス、御審議ノ上ニ御協賛アラシコトヲ望ミマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本案ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、大口喜六君

○大口喜六君 此際政府ニ一言質問ヲ致シテ置キタイト思フノデアリマス、只今議題ニ供セラレマシタ所ノ藥品營業並藥品取扱規則ナルモノハ、名目ハ規則ト相成テ居リマスルガ、御承知ノ如ク明治二十二年ニ出來マシタ所ノ法律第十號デアリマシテ、殆ド今日ノ時勢カラ申セバ適合シナイ、箇條ガ非常ニ多ク、ソコデ四十六議會ニ於キマシテ、衆議院ハ滿場一致ヲ以テ藥劑師法制定ヲ政府ニ要求ヲ致シテ居ルノデアリマス、是ハ委員會モ滿場一致ヲ議決シ、衆議院モ滿場一致ヲ以テ議決サレテ居ルノデアリマス、即チ此藥劑師法制定ナルモノハ、只今議題トナシテ居リマスル所ノ明治二十二年法律第十號ヲ改正スベシトノ意見デアリ

ノデアリマス、即チ此藥劑師ニ關スル法律ハ只今議題トナシテ居ルモノデアリマスガ故ニ、之ヲ相當ニ區分ヲ致シテ、一面ニハ藥劑師法ヲ作り、一面ニハ藥品ノ販賣等ニ關スル所ノ規定ヲ制定スベシト云フノガ、其當時衆議院ガ政府ニ要求シタ所デアリノデアリマス、ソレ故ニ政府ハ輿論ヲ容ラレマシレバ、全體本年ノ春ノ議會ニ於テ此藥劑師法ト云フモノガ提出サレナクテレバナラナイ譯デアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス、即チ明治二十二年法律第十號全般ノ改正ガ、此議會ニ現レテ然ルベキモノデアルト吾々ハ信ジテ居ル、然ルニ事此ニ及バズシテ、只今此一小部分ノ改正案ヲ臨時議會ニ出サレタト云フコトハ、頗ル私ハ疑問ニ思フノデアリマス、勿論今ノ内閣ハ御承知ノ如ク、更

リマシテカラ日ガ尙ホ淺イノデアルカラ、之ニ對シテ十分ノ御研究ハ出來テ居ナイノデアリマセウガ、ソレナラバ一小部分ノ改正ヲ此臨時議會ニ急イデ出サレタト云フコトハ、頗ル私ニハ疑問ニナルノデアリマス、即チ現政府ニ於カレマシテハ明治二十二年法律第十號ニ對シテ相當ニ改正ヲシ、藥劑ニ對シマシテモ身分法等モ相當御研究ニ相成テ居ルノデアラウト思ヒマスガ、是ハ如何ナル行程ニ進ンデ居ルモノデアるか、ソレ等ニ對スル現政府ノ御見解ガ如何ヤウニ相成テ居るか、之ヲ此際確メテ置キタイト思フノデアリマス、私ノ質問ハ是ダケデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 若槻内務大臣(國務大臣若槻禮次郎君登壇)
○國務大臣(若槻禮次郎君) 只今御尋ニナリマシタ所ノ法律案ノ調査ハ、是マデノ内閣ニ於テモ實行シテ居ラレタノデアリマシガ、マダ其法案ノ編成ヲ完ウスルマデニ至ラテ居ナカッタノデアリマス、現内閣モ亦是ガ調査ヲ繼續シテ成案ヲ得テ、茲ニ諸君ノ御協賛ヲ得タイト思ヒマシタガ、何分込入ッテ居ル法律デアリマシテ、早急ニ出來ニクイノデ、今回ノ議會ニ提出シテ御協賛ヲ仰グコトガ出來ナカッタノデアリマス、尙ホ十分

攻究致シマシテ、成案ヲ得タナラバ、必ズ改正ノ法律案ヲ提出スル積リデアリマス、本案ハ是ハ其時マデ待テナイト申上ゲルノハ、現在入校シテ居ル生徒ガ資格ガ得ラレルヤ否ヤト云フコトニ付テ、誠ニ心配ヲシテ居リマス、今後入學スル者モ亦是ガ出來ルヤ否ヤト云フコトニ付テ、餘程考慮ヲシナケレバナラヌ事柄デアリマスカラ、成ベク速ニ此問題ヲ解決シテ置キタイト云フノデ、今回此法律ヲ提出致シタノデアリマス、一般ノ法制ハ是非大口君ノ御希望ニナルヤウニ、成案ヲ得テ成ベク速ニ御協賛ヲ得ルヤウニ致シタイト思ウテ居リマス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 日程第三、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第三 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉
○作間耕逸君 本案ハ委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス
〔異議ナシ〕(下呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス
一 日程第四、大正九年法律第五十六號中改正法律案、第一讀會ノ續ヲ開キマス
一 委員長山本厚三君

第四 大正九年法律第五十六號中改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
大正九年法律第五十六號中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十日
大正九年法律第五十六號中改正法律案委員長 山本 厚三

衆議院議長粕谷義三殿
○山本厚三君 本案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、本案ハ北海道拓殖鐵道並ニ軌道ニ對スル補助ノ五箇年ノ年限ヲ十箇年ニ延長セントスルモノデアリマスガ、一日間ニ互ニ委員會ヲ開キマシテ、其間慎重ニ審議ヲ遂ゲマシタガ、就中委員係孫一君ヨリ、北海道ノ開發ハ交通機關ノ完備ト云フコトガ最も大切ナル、之ニ就テハ國有鐵道ノ延長モ最も必要ナルガ、是ハ國費ノ關係等ニ依テ、急遽其實現ヲ見ルコトガ困難ナル、一面ニ此國有鐵道ノ延長ヲ圖ルト共ニ、私設鐵道並ニ私設軌道ノ促進ヲ獎勵ヲ致シテ、政府ニ於テ是レノ益、盛ニナルコトヲ圖ラナクテレバナラヌト云フ意見ガアリマシテ、單ニ此期限ヲ延長スルノミニ止マラズ、進ンデ其獎勵ヲセンケレバナラヌト云フ御希望ヲ以テ、政府ノ意見

ヲ聽キマシタガ、之ニ對スル政府ノ御意見ハ、既ニ政府モ其方針デアル、尙ホ將來モ此方針ヲ以テ進ム考ダト云フ明答ヲ得タ次第デアリマス、其他質疑應答ヲ重ネマシタガ、結局本案ハ北海道ノ拓殖進展ノ上ニ於テ最も必要ナル改正案デアルト致シマシテ、委員一致ヲ以テ之ヲ可決致シテ次第デアリマス、此段御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕(下呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマス
○作間耕逸君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス
〔贊成〕(下呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕(下呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

大正九年法律第五十六號中改正法律案(政府提出) 第二讀會(確定議)
〔異議ナシ〕(下呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 別ニ御意見ハナイト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ先ツ第五號、大正十三年歲入歳出總豫算追加案ヲ此際上程議題トシ、豫算委員長ノ報告ヲ求ム、次デ政府提出國籍法中改正法律案同ジク政府提出鮮銀行法中改正法律案、及同ジク政府提出震災ニ因ル喪失無記名國債證券ニ關スル法律案ヲ逐次上程議題トナシ、何レモ第一讀會ノ續ヲ開キ、當該委員長ノ報告ヲ求メ、各其當議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
〔贊成〕(下呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 作間君ノ日程變更ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ。先ヅ第五號、大正十三年度歲入歲出總豫算追加案ヲ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス。――委員長片岡直溫君

(第五號) 大正十三年度歲入歲出總豫算追加案 (政府提出)

報告書

一(第五號) 大正十三年度歲入歲出總豫算追加案 (政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月十一日

豫算委員長

片岡 直溫

衆議院議長粕谷義三殿

〔片岡直溫君登壇、拍手起ル〕

○片岡直溫君 第五號、大正十三年度歲入歲出總豫算追加案、本案ニ關スル豫算委員會ハ、本日午前二開會致シマシテ、政府ニ質問ヲ致シテ審査ヲ進メマシタ所、本案ハ歲入歲出各、四十五万五千三百四十四圓デアリマシテ、是ハ疑ニ本院ニ於テ可決セラレマシタ小作調停ニ關スル經費デアリマス、次ニ借地借家臨時處理ニ關スル經費ニ屬スルモノデアリマシテ、其他小部分ニ於テ風水害ノ損害復舊ニ要スル金額デアリマス、何レモ必要已ムヲ得ザル經費ト認メマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、本會ニ於テモ御賛成アラントヲ希望致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 別ニ發言ノ通告モアリマセヌカラ、直ニ採決ヲ致シマス、本案賛成ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

〔賛成者起立〕

○議長(粕谷義三君) 起立大多數、本案ハ可決確定致シマシタ、次ハ國籍法中改正法律案、戶籍法中改正法律案、此兩案ハ同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ヲ一括シテ議題トシ、其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長植原悅二郎君

國籍法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一國籍法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月十一日

國籍法中改正法律案委員長

植原悅二郎

衆議院議長粕谷義三殿

戶籍法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一戶籍法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月十一日

戶籍法中改正法律案委員長

植原悅二郎

衆議院議長粕谷義三殿

〔植原悅二郎君登壇、拍手起ル〕

○植原悅二郎君 國籍法中改正法律案及戶籍法中改正法律案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、國籍法中改正案ハ二委員會ニ付託サレマシタ國籍法中改正案ハ二案ゴザイマシタ、一ツハ議員提出ニ依ルモノ、一ツハ政府提出ニ依ルモノノデゴザイマス、議員提出ノ國籍法中改正案ト、政府提出ノ同案ニ付キマシテ相違ノ點ハ此點デゴザイマス、議員提出ノモノニ依リマスルト外國ニ生レタ者、若クハ歸化シタ者、何レニ拘ラズ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ何時ニテモ日本ノ國籍ヲ離脱スルコトヲ得ル、斯様ナ規定ヲ有スルモノデアリマス、政府提出ノ國籍法中改正法律案ハ是ト異リマシテ、外國ニ於テ生レタル者ニシテ日本ノ國籍ヲ離脱シヤウトスル者ハ、其國籍ヲ離脱スルコトヲ得ル、併ナガラ歸化ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シ、日本ノ國籍ヲ離脱シヤウトシテモ、出來ナイ規程ガアルノデアリマス、此

兩案ニ付キマシテ、委員中ニ色々政府ニ對スル所ノ質問ゴザイマシタ、元來日本ノ人口ハ極メテ多數ナル、而シテ今日政府ニ於テモ海外發展ヲ獎勵シテ居ル場合、進ンデ海外ニ出デ、其國ノ國籍ヲ取得シテ日本ノ國籍ヲ離脱シヤウトスル者ニハ、之ヲ自由ニセシムルコトニシテ宜シイデハナイカ、然ラザレバ海外發展ノ十分ナ效果ヲ收メルコトハ出來ナイ、斯ウ云フ主張ニ對シマシテ、政府ハ斯様ニ辯明シテ居リマス、海外發展ノ一方面カラ考ヘレバ其說ハ御尤ダケレドモ、日本ニ於テハ強制的徴兵制度ヲ用ヒテ居ル、ソレ故兵役ノ義務ニ服スベキ者、即チ滿十七歲以上三十七歲ニ達スル所ノ男子ハ、當然兵役ノ義務ニ服スルノアルカラ、若シソレ等ノ者マデモ外國ニ歸化シ、若クハ其他ノ方法ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタ場合ニ、日本ノ國籍ヲ離脱セシムルコトニ定メレバ、自然徴兵ヲ忌避セシヤウトスル者ノ生ズル虞ガアル、ソレハ現在ノ強制的徴兵制度ヲ採リテ居ル日本トシテハ、爲シ得難イ事デアルト云フ主張デゴザイマシタ、ソレニ就キマシテ委員會ノ間カラ色々質問ゴザイマシタ、海外ニ發展シヤウトスル者ニハ自由ニ國籍ヲ離脱セシメルコトニスル方ガ、徴兵ヲ忌避スルト云フヤウナ考ヲ起サシメナイヤウニスルバカリデナク、大和民族ノ發展ノ爲ニモ宜シイ、又海外ニ多數大和民族ガ出デ日本ノ故國ヲ忘レルモノデナイ、強テ國籍ヲ離脱スルコトノ出來ナイヤウナ規定ヲ設ケテ置ケバ、却テ徴兵ヲ忌避スル者ガ多クナルデハナカラウカト云フヤウナ意見ヲ述ベマシタケレドモ、政府當局ハ之ニ對シマシテ、ソレト異ル意見ヲ有シテ居ル、斯ウ云フコトデ議員提出ノ國籍法中改正案ニ賛成マシタ、更ニ政府ハ政府提出ノ國籍法中改正法律案ニ對シテ説明ヲ加ヘテ、斯様ニ申シテ居リマス、議員提出ノ國籍法中改正法律案ノ方ガ或ル意味カラ云ヘバ徹底シテ居

ルカモ知レヌ、併ナガラ二重國籍ガ問題トナツテ居ル所ノ加奈陀、米國、南米諸邦等ニ關スル者ニ對シテハ、議員提出ノ國籍法ニ依レバ、日本ノ國籍ヲ離脱シヤウトスル場合ニ内務大臣ノ許可ヲ得ナケレバナラヌコトニナツテ居ル、然ルニ政府提出ノモノニ依レバ、内務大臣ノ許可ガナクモ日本ノ國籍ヲ留保スル本人ガ、意思サヘアレバ外國ニ生レタ者ハ自由ニ日本ノ國籍ヲ離脱シ得ルコトノ規定ヲ設ケテ居ルガ故ニ、其點ハ議員提出ノ國籍法中改正法律案ヨリハ、政府提出ノモノ、方ガ手續上ニ於テ更ニ進歩シ優タ所ガアル、斯様ナル主張ヲ述ベラレマシタ、其他色々ノ質疑ガアリマシタケレドモ、最後ニ採決ニ入りマシテ、政府提出ノ國籍法中改正法律案ガ委員會ニ於テ多數ヲ以テ可決サレマシタ、ソレ故ニ同一ノ性質ヲ帶ビルモノナルガ故ニ、議員提出ノ國籍法中改正法律案ニ對シテハ採決ニ必要ナシト認メテ、之ヲ自然消滅ノコトニ致シマシタ、是ガ國籍法中改正法律案ニ對スル大體ノ委員會ノ經過結果デゴザイマス、更ニ戶籍法中改正法律案ニ付キマシテハ、國籍法中改正法律案ガ通過致シマシテ、是ガ實施サレル曉ニハ當然起テ來ル所ノ戶籍法中改正法律案ガ故ニ、之ニ對シテハ質問モ無ク、國籍法中改正法律案ガ可決サレタモノトスレバ、當然起ル結果デアルト云フノデ、戶籍法中改正法律案ハ多數ヲ以テ委員會ニ於テ可決サレマシタ、此段御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 質疑ノ通告ガアリマス、一寸牧山君ニ御諮リ致シマスガ、只今大臣ガ貴族院ニ於ケル豫算委員會ノ都合デ御出席ガムツカシウゴザイマス、政府委員ガ御出席ニナツテ居リマスカラ、ソレデモ御質疑ナサイマスカ

○牧山耕藏君 宜シウゴザイマス

〔牧山耕藏君登壇、拍手起ル〕

○牧山耕藏君 只今委員長ノ報告デ、改正ノ要旨ハ能ク了解致シマシタ、此國籍法ハ内地ハ勿論臺灣ニモ施行サレテ居ルノデアリマスルガ、朝鮮ニハ尙ホ施行サレテ居ラヌ

ノデアル、朝鮮人ハ朝鮮内ニ於テ千七百餘万人、在外ノ鮮人ヲ合セマスレバ二千何百万人ノ多キニ達スルノデアリマス、殊ニ在外ノ朝鮮人ノ中ニ公立派ナ人モ居リマスルガ、中ニハ併合ノ本旨ヲ誤解致シテ色々ノ陰謀ヲ企テ或ハ上海ヲ中心トシ、其他米國內ニ於テモ種々ノ畫策ヲ致シテ、外交上重大ナル面倒ヲ惹起シテ居ルコトハ諸君御承知ノ通りデアリマス而シテ是等在外朝鮮人ノ多クハ國籍法ガ行ハレテ居ラヌノデアリマスカラ、或者ハ支那人トナッテ居リ、或者ハ米國人トナッテ居リ、露西亞人トナッテ居ル、即チ露西亞、支那、亞米利加等ニ歸化シ其國ノ國籍ヲ取得シ、事實ニ於テ二重ノ國籍ヲ持ッテ居ルノデアリマス、將來ニ於テモ在外鮮人ノ問題ト云フモノハ外交上幾多ノ難問題ヲ惹起スルコトデアラウト思ヒマスガ、唯、單リ新附ノ同胞デアアル朝鮮人ノミ、ニ限リテ國籍法ヲ行ハザル理由何處ニ在ルカ、臺灣ニモ施行サレテ居ルガ、朝鮮人ニハ施行サレテ居リマセヌカラ、外國ニ居住ヲ致シテ、外國ニ歸化ヲ致シテ居ル者、又其子孫等モ日本ノ國籍ヲ脱スルコトハ出來ヌノデアアル、政府ハ今回ノ改正ニ當リマシテモ、此點ニ觸レテ居ラヌノデアアル、植原君ノ御提案ニ付テモ此事ニハ觸レテ居ラヌノデアリマスルガ、政府ハ何ガ故ニ朝鮮人ノミニ國籍法ヲ施行シナイノデアアルカ、御承知ノ通り朝鮮ニハ差別待遇ト云フ問題ガ起リテ居リ、始終此問題ニ付テ朝鮮人ハ不快ヲ感テ、始居ルノデアリマスルカラ、特ニ朝鮮ニ國籍法ヲ施行セザル理由ニ付テ、政府ノ御答辯ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス、内務大臣ガ御出席ニナッテ居リマセヌガ、内務次官ガ御出席ト云フコトゴザイマスガ、此問題ノ御審議ニハ定メテ大倉總信大臣モ國務大臣トシテ、閣議ニ於テ御議論ガアツコトデハナカラウト思ヒマスルカラ、大倉國務大臣ヨリ御説明ヲ伺フコトガ出來レバ仕合セデアリマス、又委員會ニ於テモ此問題ニ付テ質問應答ガアリマシタナラバ、委員長ヨリ其經過ヲ伺ヒタイノデアリマス

○政府委員(湯淺倉平君) 只今ノ牧山君ノ御質問ニ對シマシテハ、内務省所管ノ政府委員カラ御答致スコトハ出來マセヌノデアリマス、只今朝鮮總督府ノ政府委員ヲ呼ビニヤッテ居リマスルカラ、暫ク御待テ願ヒタイ

○牧山耕藏君 今ノ内務次官デアリマスガ、外務省ノ政府委員ノ御方ハ御出ニナッテ居リマセヌノデスカ

○議長(粕谷義三君) 誰デスカ

○牧山耕藏君 外務省ノ政府委員デス

○議長(粕谷義三君) 一寸御待下サイ

○牧山耕藏君 外交關係ニ付テ伺ヒタイト思ヒマス

○議長(粕谷義三君) 牧山君ニ一寸御諮リ致シマスガ、只今政府ノ方ノ都合ガ甚ダ宜シクナイノデスカ、如何デセウカ

○植原悦二郎君 議長

○議長(粕谷義三君) 植原君何デスカ

○植原悦二郎君 牧山君ヨリ委員長ニ對シテ國籍法案ノ審議中其問題ニ觸レナカッタカト云フ御尋デアリマシタカラ、其點ニ付テ申シタイト思ヒマス

○議長(粕谷義三君) 宜シウゴザイマス

○植原悦二郎君 牧山君ノ御質問ニ對シテ御答致シマス、今回委員ニ付託ニナリマシタ國籍法ノ問題ハ、主トシテ日本領土以外ニ關シテ二重國籍ニ付テノ問題デアリマシタ、故ニ牧山君ノ御尋ニナリマシタヤウナ朝鮮ノ問題ニ付テハ、何等ノ問題モ此委員會中ニナカッタコトダケヲ御答シテ置キマス

○議長(粕谷義三君) 牧山君如何デスカ、ソレデ御満足セラル、譯ニ往キマセヌカ

○牧山耕藏君 適當ノ機會ニ於テ御答辯ヲ得タイト思ヒマス

○議長(粕谷義三君) 次ニ眞成演説ノ通告ガアリマスカラ、順次之ヲ許シマス——中村嘉壽君

○中村嘉壽君 我ハ此國籍法中改正法律案並ニ戶籍法中改正法律案ニ付キマシテ、只今委員長カラ御報告ガゴザイマシタ通りニ政府案ニ賛成スル者デゴザイマスルガ、唯、茲ニ一ツノ希望ガアルノデゴザイマス、其希望ハ先程委員長カラ御報告ノ通り、政府案ト議員案トノ相違ハ十七歳未満ノ者ハ、内外ニ生レタ所ニ何等ノ差別ヲ設ケズシテ、サウシテ此國籍離脱ヲ許スト云フノガ議員案ノ趣旨デゴザイマス、然ルニ政府案ハ之ヲ外國デ生レタ者ダケニ認メルト云フ點ニ於テ相違ガアルノデゴザイマスガ、其趣旨ヲ伺ヒ見マスルト云フト、外國デ生レタ者ハ已ムヲ得ナイガ、日本デ生レタ十七歳未満ノ者ガ段々大キクナッテ徵兵忌避ヲスルヤウナ憂ガアルト云フ御話デアリマスガ、徵兵忌避ノ憂ノアルト云フトハ、本當ノ杞憂デハナイカ、杞憂デアリト云フトハ政府委員ノ御説明ニ依リマシテ、昨年徵兵忌避ヲシタノハ僅ニ四百八十名デアルト云フコトヲ承クノデアリマス(僅カデナイト呼ブ者アリ)斯ウ云フヤウナ數デゴザイマスナラバ、若シ毎年々々六十万人ノ徵兵應募者ノアル中カラ十万人ヲ採ルノデアリマスカラ、五十万人ト云フモノハ過剩ガアルノデアアル、ソレニモ拘ラズ僅カノ數ヲ除ク爲ニ、之ヲ避ケル爲ニ各國ニ頗ル面白クナイ印象ヲ遺ス所ノ法律ヲ殘シテ置クコトハ、頗ル遺憾デアルト云フト私ハ信ズル者デアリマスガ故ニ、私共ハ全然此政府案ヲ完辟ノモノトシテ同意スル者デハゴザイマセヌケレドモ、議員カラ提出シタ所ノ案ニ御賛成ナサル方ガ少イ爲ニ、第二ノ案トシテ、次善トシテ政府案ニ賛成スル者デゴザイマスガ、今後適當ノ時期ニ於テ、而モ速ニ是ガ全然撤廢サレルヤウナ時機ヲ拵ヘテ戴キタイト云フ希望ヲ申述ヘテ置キタイトノデアリマス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 石川安次郎君

○石川安次郎君 諸君、本員モ本案ノ委員ノ一人トシテ委員會ニ列席シマシタガ、植原君ガ自ラ同志ノ方々ト共ニ本院ニ御提出ニナッテ國籍法改正案ニ付テハ、餘程熱心ニ固執セラレ、政府提出ノ此國籍法改正案ニ付テハ、頗ル反對ノ語氣ヲ以テ政府當局

者ニ盛ナル激烈ナル質問ヲ御試ニナッテ事實ガアル、又此政府提出ノ國籍法中改正法律案ノ決ヲ採ル時ニハ、先刻此處ノ演壇ニ立ッテ賛成ナリト言ハレタ中村君ハ、明ニ反對ノ意思ヲ表明シテ起立ヲ爲サラナカッタ御方デアアル、而シテ植原君ノ御演説中ニモ、委員長ノ報告ノ中ニモ、願クバ此政府提出ノ國籍法中改正法律案ニ諸君ノ御賛成ヲ願フナドト云フ常例ノ委員長ノ言葉ガナイ所ヲ見ルト、私共委員ノ一人トシテ熱心ニ政府提出ノ案ニ賛成シタル者ガ、洵ニ諸君ノ御忙シイ中ヲ、殊ニ暑イ中ヲ御迷惑デモ茲ニ一言セザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

本案ハ中スマデモナク二重國籍法ノ問題ヲ解決スルコトデアッテ、米國ニ於ケル日本人ノ子ニ生レタ者ガ、十七歳以上ニナッテ徵兵ノ關係ヲ生ズルコトニ困ッテ居タコトハ、吾々在米中度々懇ヘラレタ所ノコトデアッテ、之ヲ救ヒタイト云フ精神ハ皆持ッテ居ラ、然ルニ徵兵ノ關係カラ久シイ間此問題ガ解決セラレナカッタノガ、今回此政府提出ノ案ニ依ッテ、又一步進メバ植原君ナドノ案モアルケレドモ、政府提出ノ案ニ依ッテ、多年ノ米國ニ於ケル二重國籍問題ガ解決サレルコトニ相成クコトハ、吾々ノ喜ブ所デアリマス、唯、私自身トシテ滿堂ノ諸君ニ向テ言フノミナラズ、一言此案ニ關スル世界ノ誤解ヲ解イテ置ク必要ガアル、少クモ此壇上カラ太平洋ノ彼岸ニ在ル米國ノ排日黨等ニ對シテ、一言致シテ置カナケレバナラヌ事ガアルト考ヘル(拍手)何トナレバ本案ノ如キモノヲ政府ガ出シタ、是ハ餘リ多ク外交上ニ關係ノアルモノデハナクシテ、日本ノ内務大臣ガ出シタノデ、日本人ノ外國ニ在ル——指定シタル外國ニ於テ生レタル子供ノ困ル所ヲ救フト云フ案ニ違ヒナイ、從來米國ニ於テ排日問題ガ起ル毎ニ、歴代ノ政府當局者ハ彼等ニ媚ンガ爲ニ、排日黨ノ要求スル所ヲ段々讓歩シテ、彼未ダ求メザルニ早クモ寫眞結婚ヲ禁止スルト云フガ如キ軟弱ナル方針ヲ執リ、或ハ紳士協約ヲ結ンデ、米國ノミナラズ墨西哥或ハ英領加奈陀ニマデモ我が移民ヲ遣ラナイト云フヤ

府案ニ賛成スル者デゴザイマスルガ、唯、茲ニ一ツノ希望ガアルノデゴザイマス、其希望ハ先程委員長カラ御報告ノ通り、政府案ト議員案トノ相違ハ十七歳未満ノ者ハ、内外ニ生レタ所ニ何等ノ差別ヲ設ケズシテ、サウシテ此國籍離脱ヲ許スト云フノガ議員案ノ趣旨デゴザイマス、然ルニ政府案ハ之ヲ外國デ生レタ者ダケニ認メルト云フ點ニ於テ相違ガアルノデゴザイマスガ、其趣旨ヲ伺ヒ見マスルト云フト、外國デ生レタ者ハ已ムヲ得ナイガ、日本デ生レタ十七歳未満ノ者ガ段々大キクナッテ徵兵忌避ヲスルヤウナ憂ガアルト云フ御話デアリマスガ、徵兵忌避ノ憂ノアルト云フトハ、本當ノ杞憂デハナイカ、杞憂デアリト云フトハ政府委員ノ御説明ニ依リマシテ、昨年徵兵忌避ヲシタノハ僅ニ四百八十名デアルト云フコトヲ承クノデアリマス(僅カデナイト呼ブ者アリ)斯ウ云フヤウナ數デゴザイマスナラバ、若シ毎年々々六十万人ノ徵兵應募者ノアル中カラ十万人ヲ採ルノデアリマスカラ、五十万人ト云フモノハ過剩ガアルノデアアル、ソレニモ拘ラズ僅カノ數ヲ除ク爲ニ、之ヲ避ケル爲ニ各國ニ頗ル面白クナイ印象ヲ遺ス所ノ法律ヲ殘シテ置クコトハ、頗ル遺憾デアルト云フト私ハ信ズル者デアリマスガ故ニ、私共ハ全然此政府案ヲ完辟ノモノトシテ同意スル者デハゴザイマセヌケレドモ、議員カラ提出シタ所ノ案ニ御賛成ナサル方ガ少イ爲ニ、第二ノ案トシテ、次善トシテ政府案ニ賛成スル者デゴザイマスガ、今後適當ノ時期ニ於テ、而モ速ニ是ガ全然撤廢サレルヤウナ時機ヲ拵ヘテ戴キタイト云フ希望ヲ申述ヘテ置キタイトノデアリマス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 石川安次郎君

○石川安次郎君 諸君、本員モ本案ノ委員ノ一人トシテ委員會ニ列席シマシタガ、植原君ガ自ラ同志ノ方々ト共ニ本院ニ御提出ニナッテ國籍法改正案ニ付テハ、餘程熱心ニ固執セラレ、政府提出ノ此國籍法改正案ニ付テハ、頗ル反對ノ語氣ヲ以テ政府當局

者ニ盛ナル激烈ナル質問ヲ御試ニナッテ事實ガアル、又此政府提出ノ國籍法中改正法律案ノ決ヲ採ル時ニハ、先刻此處ノ演壇ニ立ッテ賛成ナリト言ハレタ中村君ハ、明ニ反對ノ意思ヲ表明シテ起立ヲ爲サラナカッタ御方デアアル、而シテ植原君ノ御演説中ニモ、委員長ノ報告ノ中ニモ、願クバ此政府提出ノ國籍法中改正法律案ニ諸君ノ御賛成ヲ願フナドト云フ常例ノ委員長ノ言葉ガナイ所ヲ見ルト、私共委員ノ一人トシテ熱心ニ政府提出ノ案ニ賛成シタル者ガ、洵ニ諸君ノ御忙シイ中ヲ、殊ニ暑イ中ヲ御迷惑デモ茲ニ一言セザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

本案ハ中スマデモナク二重國籍法ノ問題ヲ解決スルコトデアッテ、米國ニ於ケル日本人ノ子ニ生レタ者ガ、十七歳以上ニナッテ徵兵ノ關係ヲ生ズルコトニ困ッテ居タコトハ、吾々在米中度々懇ヘラレタ所ノコトデアッテ、之ヲ救ヒタイト云フ精神ハ皆持ッテ居ラ、然ルニ徵兵ノ關係カラ久シイ間此問題ガ解決セラレナカッタノガ、今回此政府提出ノ案ニ依ッテ、又一步進メバ植原君ナドノ案モアルケレドモ、政府提出ノ案ニ依ッテ、多年ノ米國ニ於ケル二重國籍問題ガ解決サレルコトニ相成クコトハ、吾々ノ喜ブ所デアリマス、唯、私自身トシテ滿堂ノ諸君ニ向テ言フノミナラズ、一言此案ニ關スル世界ノ誤解ヲ解イテ置ク必要ガアル、少クモ此壇上カラ太平洋ノ彼岸ニ在ル米國ノ排日黨等ニ對シテ、一言致シテ置カナケレバナラヌ事ガアルト考ヘル(拍手)何トナレバ本案ノ如キモノヲ政府ガ出シタ、是ハ餘リ多ク外交上ニ關係ノアルモノデハナクシテ、日本ノ内務大臣ガ出シタノデ、日本人ノ外國ニ在ル——指定シタル外國ニ於テ生レタル子供ノ困ル所ヲ救フト云フ案ニ違ヒナイ、從來米國ニ於テ排日問題ガ起ル毎ニ、歴代ノ政府當局者ハ彼等ニ媚ンガ爲ニ、排日黨ノ要求スル所ヲ段々讓歩シテ、彼未ダ求メザルニ早クモ寫眞結婚ヲ禁止スルト云フガ如キ軟弱ナル方針ヲ執リ、或ハ紳士協約ヲ結ンデ、米國ノミナラズ墨西哥或ハ英領加奈陀ニマデモ我が移民ヲ遣ラナイト云フヤ

シコトヲ希望致シマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 右議案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作問耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

震災ニ因ル喪失無記名國債證券ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)
〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 別ニ御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ、次ニハ日程第五、營業稅法廢止法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者森田金藏君

第五 營業稅法廢止法律案(森田金藏君提出) 第一讀會
營業稅法廢止法律案

○森田金藏君 只今議題トナリマシタ營業稅法廢止法律案ニ付テ提出ノ理由ヲ極ク簡單ニ申上ダタイト思フノデアリマス、本案ハ既ニ數回本議場ニ提出サレタ大切ノ案デアリマシテ、既ニ本議場ノ多數ノ皆様が御承知ノ事デアリマスガ、抑、此法律案ガ出來マシタコトハズト舊ク日清戰爭ノ後ニ非常特別稅トシテ起リテ、其變態ガ今日ノ營業稅法トナリテ年々歲々之ニ就テ多額ノ稅ヲ納メルコトナリ、又其營業稅ノ爲ニ實ニ多クノ商工業者ノ苦シムルコト、云フモ

ノハ名狀スベカラザル所ノ事實ガアルノデアリマス、大體此法律案ヲ何故廢止シナケレバナラヌカト申シマスナラバ、是、營業稅得稅ニアラズシテ營業行為爲稅デ、法律トシテ最モ不完全ナル所ノモノデアルト私共ハ考

ルヘノデアリマス、如何ナル場合デモ營業者ノ損得ヲ顧ミズ、營業行為ヲシタ者カラ稅ヲ取ルト云フヤウナ稅法ハ、世界廣シト雖モ今日殘テ居ルノハ我國ダケデアルヤ

ウニ思ハレルノデアリマス(拍手)ドウシテモ是ハ改善デナクシテ、空ク廢止シナケレバナラヌ所ノ運命ニ在ルノデアリマス、此營業稅ハ獨リ商工業者其者ダケノ困難デアルノミナラズ、又此營業稅ガ廢サレタ爲ニ商工業者ダケノ利益ニナルモノニ非ズシテ、全國國民ニ大ナル關係ノアルコトデアリマス、サウシテ是ガ廢止サレマスナラバ、多クノ全國ニアル需要者、總テノ物品ヲ需要スル所ノ人ハ等シク均落ヲ受ケル所ノ公平ナル處置

デアルト私共ハ考ヘルノデアリマス、第三ニハ是ハ思想問題ニモ非常ナ關係ガアルト思フノデアリマス、今日思想ガ段々惡化シテ來ツ、アルコトハ、皆ヤン御本知ノ通りデアリマス、殊ニ此營業稅ガ、明治四十年以前マデハ色々ナ國情ニ依テ已ムヲ得ズ國民ハ之ニ應ジテ參リマシタ、同時ニ苛斂

誅求モ四十年頃マデハサツ酷クナカッタ所ガ四十二三カラ後段々此營業稅ハ苛斂誅求サレルトナリ、遂ニ其額ガ上ルコト三十一一年ニ四百萬圓デアッタモノガ八千萬圓、二十倍ニモ上リタト云フ事實カラ見テモ此營業稅ガ如何ニ苛斂誅求サレタカト云フ

問題トナルノデアリマス、殊ニ最モ私ガ思想問題ニ關係ノアルト申ス所以ハ我國ノ中産階級ハ、此經濟上ノ脊髓トモナリ、サウシテ我國ノ經濟上ノ按排ヲスル所ニ大ナル責任ヲ持チ、又自ら實業躬行シテ居ル所ノ者ハ申スマデモナク商工業者デアアル、然ルニ此商工業者ニ對シテハ此稅法ガ殘テ居ル爲ニ一月ノ切メヨリ四月ノ中頃マデハ、年々歲々下級ノ稅務官吏ト其間ニ種々ナル葛藤ヲ生ジ實ニ此一年ノ間四箇月間、一年ノ三分ノ一ヲ不愉快ナル間ニ之ヲ經過セシメテ此國民ヲシテ、苦シメテ居ルト云フコトハ、思想問題ニモ大ナル關係ガアルト云フコトヲ申上ダナケレバナラヌト私ハ思フノデアリマス、私共ハ全國國民ニ對シテ同ジ考ヲ以テ農業者ニ對シテモ即チ之ヲ救済ス

ルヘキ方法ヲ考ヘツ、良法ノアランコトヲ研究シテ居ルノデアリマス、此法律ハ既ニ四十大議會ニ於テモ、大正十一年一月二十七日、四十六議會ニ於テ林田龜太郎君外七名ガ廢止案ヲ出サレテ居リマス、是ハ二十八名ノ賛成者ガアル、又憲政會ニ於テモ安達謙藏君外四名ノ提出者ガアッテ、是ハ九十二名ノ賛成者ガアッテ居リマス、ソレカラシテ上田君モ是ハ提出サレテ、之ニモ多數ノ賛成者ガアッテ、斯ノ如ク四十六議會カラ業ニ既ニ定評ノアル所ノ法律デアリマスカラ、諄々申上ダル必要ハナイト思ヒマス、併ナガラ現大藏大臣ハ、其四十六議會ニ於テ明ニ是ハ廢止シナケレバナラヌ所ノモノデアルト云フコトヲ明言サレテ居リマスカラ「ノウ」私ハ之ニ信賴スル所ノ者デアリマス、大藏大臣ノ人格ト云ヒ、大藏大臣ノ卒直上云ヒ、眞面目ナ方デアリマスカラ、此問題ハ深ク御考ニナッテ居ルト思フ、御參考マデニ此處ニ速記ヲ讀ミマス、第四十六議會一月二十六日、濱口大藏大臣ノ演說ノ要旨「今日ハ國民ハ重稅ノ爲ニ苦シメラレ、活潑ナル運動ヲスルコトモ出來ナイノデアリマス、今日ノ經濟界ハ政府ノ財政計畫ニ壓迫サレテ自由ナル發展ヲスルコトモ出來ナイト云フ状態デアリマス」又其次ノ說ニ「此節全國ニ澎湃タル所ノ減稅要求ノ國論ガ明ニ出デテ居ルコトガ證明シテ居ルノデアリマス、凡ソ減稅論ガ斯ノ如クナルコトハ未ダ曾テ今日ノ如キハナイト私ハ考ヘル、而シテ此減稅ノ議論ト云フモノハ、殆ド重キニ苦シムル所ノ國民ノ哀心ヨリ發スル所ノ叫ビデアアルト斷ジテ居ラレマス、而シテ商工業ノ振ハナイ、貿易ノ振ハナイ原因ノ一ハ、營業稅ノ組織ガ宜シクナイ爲デアルト又斷ジテ居ラレマス、而シテ「我國ノ財界ヲ安定セシメ、産業ノ恢復ヲ圖リ、貿易ノ振興ヲ圖ル」ト云フコトハ、一日モ緩ウスベカラザル秋ニ當リテ、國家ハ宜シク英斷ヲ以テ營業稅ノ組織ヲ根本的ニ改メ、根本的ニ改メテ手段トシテ、先ヅ以テ現行營業稅法ハ之ヲ全廢致シ」斯ノ如ク論セラレテ居リマス、又其後ノ御演說ノ一部ニ、今

後中央及地方ニ於ケル財政ノ整理緊縮ヲ斷行致シ、以テ民間經濟ニ對スル壓迫ヲ緩和スルコトガ、極メテ緊要ナリト信ズルト明言サレテ居ルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ私共ハ此案ヲ皆様に協賛ヲ得テ、是非トモ本年限りノヲ廢止サレンコトニ、皆様に御援助ナサレンコトヲ、切ニ希望シテ止マナイノデアリマス、之ヲ以テ提出ノ理由ト致シマス

〔反對々々〕「議長々々」ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 質問ノ通告ガアリマス、仍テ之ヲ許シマス、清瀨一郎君

〔清瀨一郎君登壇、拍手起ル〕
○清瀨一郎君 只今御說明ニ相成リマシタ營業稅廢止法律案ニ付キ二三ノ質問ヲ致シマス、質問ニ這入りマス前ニ、誤解ナキ爲ニ前提ト致シテ申シテ置キマス、私ハ營業稅廢止論者デアアル、營業稅廢止ト云フコトニハ異存ガナイノデアリマス、營業稅廢止ノ速ニ成立センコトヲ希望スルガ故ニ、此案ニ付テノ卒直ナル御答辯アラントヲ希望スルカカ、善意ヲ以テ御答辯アラントヲ希望致シマス、質問ノ要項ハ箇條ヲ以テ簡單ニ申上ダマス、第一ニ今營業稅廢止ノミヲ單獨ニ出サレタ理由ハドウデアアルカ、我國ノ稅制ハ營業稅ト云ハズ總テ今日改革ノ時期ニ遭遇致シテ居リマス(拍手)故ラニ體系ヲ作リ稅制デアアリマセヌガ、國稅ニ於テハ營業稅、一方ニ於テハ地租、營業稅ハ商工業者ノ負擔ニ係リ、地租ハ農村ノ負擔ニ係リテ居ルノデアリマス、ソコデ我國ノ稅制ノ改革ヲシヤウト思ヘバ、地租ダケヲ撤廢シテモ營業稅者ニ不滿アル如ク、營業稅ノミヲ此處デ撤廢スルト云フコトハ國ノ大局カラ甚ダ行ハレ難キ議論ノヤウニ相考ヘルノデアリマス(拍手)此點ヲドウ御考ニナッテ居ルカ、此營業稅ノミヲ廢シテ、地租ヲ其儘ニシテ置クト云フト、營業稅負擔者ハ輕減ヲ感ズルガ、地租ノ負擔ハ然ラバ現狀維持デアアルカト云フノニ、サウデハナイ、地租ノ負擔者ハ營業稅ヲ撤廢ノ爲ニ多額ノ

ルベキ方法ヲ考ヘツ、良法ノアランコトヲ研究シテ居ルノデアリマス、此法律ハ既ニ四十大議會ニ於テモ、大正十一年一月二十七日、四十六議會ニ於テ林田龜太郎君外七名ガ廢止案ヲ出サレテ居リマス、是ハ二十八名ノ賛成者ガアル、又憲政會ニ於テモ安達謙藏君外四名ノ提出者ガアッテ、是ハ九十二名ノ賛成者ガアッテ居リマス、ソレカラシテ上田君モ是ハ提出サレテ、之ニモ多數ノ賛成者ガアッテ、斯ノ如ク四十六議會カラ業ニ既ニ定評ノアル所ノ法律デアリマスカラ、諄々申上ダル必要ハナイト思ヒマス、併ナガラ現大藏大臣ハ、其四十六議會ニ於テ明ニ是ハ廢止シナケレバナラヌ所ノモノデアルト云フコトヲ明言サレテ居リマスカラ「ノウ」私ハ之ニ信賴スル所ノ者デアリマス、大藏大臣ノ人格ト云ヒ、大藏大臣ノ卒直上云ヒ、眞面目ナ方デアリマスカラ、此問題ハ深ク御考ニナッテ居ルト思フ、御參考マデニ此處ニ速記ヲ讀ミマス、第四十六議會一月二十六日、濱口大藏大臣ノ演說ノ要旨「今日ハ國民ハ重稅ノ爲ニ苦シメラレ、活潑ナル運動ヲスルコトモ出來ナイノデアリマス、今日ノ經濟界ハ政府ノ財政計畫ニ壓迫サレテ自由ナル發展ヲスルコトモ出來ナイト云フ状態デアリマス」又其次ノ說ニ「此節全國ニ澎湃タル所ノ減稅要求ノ國論ガ明ニ出デテ居ルコトガ證明シテ居ルノデアリマス、凡ソ減稅論ガ斯ノ如クナルコトハ未ダ曾テ今日ノ如キハナイト私ハ考ヘル、而シテ此減稅ノ議論ト云フモノハ、殆ド重キニ苦シムル所ノ國民ノ哀心ヨリ發スル所ノ叫ビデアアルト斷ジテ居ラレマス、而シテ商工業ノ振ハナイ、貿易ノ振ハナイ原因ノ一ハ、營業稅ノ組織ガ宜シクナイ爲デアルト又斷ジテ居ラレマス、而シテ「我國ノ財界ヲ安定セシメ、産業ノ恢復ヲ圖リ、貿易ノ振興ヲ圖ル」ト云フコトハ、一日モ緩ウスベカラザル秋ニ當リテ、國家ハ宜シク英斷ヲ以テ營業稅ノ組織ヲ根本的ニ改メ、根本的ニ改メテ手段トシテ、先ヅ以テ現行營業稅法ハ之ヲ全廢致シ」斯ノ如ク論セラレテ居リマス、又其後ノ御演說ノ一部ニ、今

後中央及地方ニ於ケル財政ノ整理緊縮ヲ斷行致シ、以テ民間經濟ニ對スル壓迫ヲ緩和スルコトガ、極メテ緊要ナリト信ズルト明言サレテ居ルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ私共ハ此案ヲ皆様に協賛ヲ得テ、是非トモ本年限りノヲ廢止サレンコトニ、皆様に御援助ナサレンコトヲ、切ニ希望シテ止マナイノデアリマス、之ヲ以テ提出ノ理由ト致シマス

〔反對々々〕「議長々々」ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 質問ノ通告ガアリマス、仍テ之ヲ許シマス、清瀨一郎君

〔清瀨一郎君登壇、拍手起ル〕
○清瀨一郎君 只今御說明ニ相成リマシタ營業稅廢止法律案ニ付キ二三ノ質問ヲ致シマス、質問ニ這入りマス前ニ、誤解ナキ爲ニ前提ト致シテ申シテ置キマス、私ハ營業稅廢止論者デアアル、營業稅廢止ト云フコトニハ異存ガナイノデアリマス、營業稅廢止ノ速ニ成立センコトヲ希望スルガ故ニ、此案ニ付テノ卒直ナル御答辯アラントヲ希望スルカカ、善意ヲ以テ御答辯アラントヲ希望致シマス、質問ノ要項ハ箇條ヲ以テ簡單ニ申上ダマス、第一ニ今營業稅廢止ノミヲ單獨ニ出サレタ理由ハドウデアアルカ、我國ノ稅制ハ營業稅ト云ハズ總テ今日改革ノ時期ニ遭遇致シテ居リマス(拍手)故ラニ體系ヲ作リ稅制デアアリマセヌガ、國稅ニ於テハ營業稅、一方ニ於テハ地租、營業稅ハ商工業者ノ負擔ニ係リ、地租ハ農村ノ負擔ニ係リテ居ルノデアリマス、ソコデ我國ノ稅制ノ改革ヲシヤウト思ヘバ、地租ダケヲ撤廢シテモ營業稅者ニ不滿アル如ク、營業稅ノミヲ此處デ撤廢スルト云フコトハ國ノ大局カラ甚ダ行ハレ難キ議論ノヤウニ相考ヘルノデアリマス(拍手)此點ヲドウ御考ニナッテ居ルカ、此營業稅ノミヲ廢シテ、地租ヲ其儘ニシテ置クト云フト、營業稅負擔者ハ輕減ヲ感ズルガ、地租ノ負擔ハ然ラバ現狀維持デアアルカト云フノニ、サウデハナイ、地租ノ負擔者ハ營業稅ヲ撤廢ノ爲ニ多額ノ

後中央及地方ニ於ケル財政ノ整理緊縮ヲ斷行致シ、以テ民間經濟ニ對スル壓迫ヲ緩和スルコトガ、極メテ緊要ナリト信ズルト明言サレテ居ルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ私共ハ此案ヲ皆様に協賛ヲ得テ、是非トモ本年限りノヲ廢止サレンコトニ、皆様に御援助ナサレンコトヲ、切ニ希望シテ止マナイノデアリマス、之ヲ以テ提出ノ理由ト致シマス

〔反對々々〕「議長々々」ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 質問ノ通告ガアリマス、仍テ之ヲ許シマス、清瀨一郎君

〔清瀨一郎君登壇、拍手起ル〕
○清瀨一郎君 只今御說明ニ相成リマシタ營業稅廢止法律案ニ付キ二三ノ質問ヲ致シマス、質問ニ這入りマス前ニ、誤解ナキ爲ニ前提ト致シテ申シテ置キマス、私ハ營業稅廢止論者デアアル、營業稅廢止ト云フコトニハ異存ガナイノデアリマス、營業稅廢止ノ速ニ成立センコトヲ希望スルガ故ニ、此案ニ付テノ卒直ナル御答辯アラントヲ希望スルカカ、善意ヲ以テ御答辯アラントヲ希望致シマス、質問ノ要項ハ箇條ヲ以テ簡單ニ申上ダマス、第一ニ今營業稅廢止ノミヲ單獨ニ出サレタ理由ハドウデアアルカ、我國ノ稅制ハ營業稅ト云ハズ總テ今日改革ノ時期ニ遭遇致シテ居リマス(拍手)故ラニ體系ヲ作リ稅制デアアリマセヌガ、國稅ニ於テハ營業稅、一方ニ於テハ地租、營業稅ハ商工業者ノ負擔ニ係リ、地租ハ農村ノ負擔ニ係リテ居ルノデアリマス、ソコデ我國ノ稅制ノ改革ヲシヤウト思ヘバ、地租ダケヲ撤廢シテモ營業稅者ニ不滿アル如ク、營業稅ノミヲ此處デ撤廢スルト云フコトハ國ノ大局カラ甚ダ行ハレ難キ議論ノヤウニ相考ヘルノデアリマス(拍手)此點ヲドウ御考ニナッテ居ルカ、此營業稅ノミヲ廢シテ、地租ヲ其儘ニシテ置クト云フト、營業稅負擔者ハ輕減ヲ感ズルガ、地租ノ負擔ハ然ラバ現狀維持デアアルカト云フノニ、サウデハナイ、地租ノ負擔者ハ營業稅ヲ撤廢ノ爲ニ多額ノ

後中央及地方ニ於ケル財政ノ整理緊縮ヲ斷行致シ、以テ民間經濟ニ對スル壓迫ヲ緩和スルコトガ、極メテ緊要ナリト信ズルト明言サレテ居ルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ私共ハ此案ヲ皆様に協賛ヲ得テ、是非トモ本年限りノヲ廢止サレンコトニ、皆様に御援助ナサレンコトヲ、切ニ希望シテ止マナイノデアリマス、之ヲ以テ提出ノ理由ト致シマス

〔反對々々〕「議長々々」ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 質問ノ通告ガアリマス、仍テ之ヲ許シマス、清瀨一郎君

〔清瀨一郎君登壇、拍手起ル〕
○清瀨一郎君 只今御說明ニ相成リマシタ營業稅廢止法律案ニ付キ二三ノ質問ヲ致シマス、質問ニ這入りマス前ニ、誤解ナキ爲ニ前提ト致シテ申シテ置キマス、私ハ營業稅廢止論者デアアル、營業稅廢止ト云フコトニハ異存ガナイノデアリマス、營業稅廢止ノ速ニ成立センコトヲ希望スルガ故ニ、此案ニ付テノ卒直ナル御答辯アラントヲ希望スルカカ、善意ヲ以テ御答辯アラントヲ希望致シマス、質問ノ要項ハ箇條ヲ以テ簡單ニ申上ダマス、第一ニ今營業稅廢止ノミヲ單獨ニ出サレタ理由ハドウデアアルカ、我國ノ稅制ハ營業稅ト云ハズ總テ今日改革ノ時期ニ遭遇致シテ居リマス(拍手)故ラニ體系ヲ作リ稅制デアアリマセヌガ、國稅ニ於テハ營業稅、一方ニ於テハ地租、營業稅ハ商工業者ノ負擔ニ係リ、地租ハ農村ノ負擔ニ係リテ居ルノデアリマス、ソコデ我國ノ稅制ノ改革ヲシヤウト思ヘバ、地租ダケヲ撤廢シテモ營業稅者ニ不滿アル如ク、營業稅ノミヲ此處デ撤廢スルト云フコトハ國ノ大局カラ甚ダ行ハレ難キ議論ノヤウニ相考ヘルノデアリマス(拍手)此點ヲドウ御考ニナッテ居ルカ、此營業稅ノミヲ廢シテ、地租ヲ其儘ニシテ置クト云フト、營業稅負擔者ハ輕減ヲ感ズルガ、地租ノ負擔ハ然ラバ現狀維持デアアルカト云フノニ、サウデハナイ、地租ノ負擔者ハ營業稅ヲ撤廢ノ爲ニ多額ノ

負擔ヲ蒙ル結果ヲ生ズルノデアリマス、之ヲ御考ニナシテ居ルカ、今日ノ我國ノ地方稅制ヲ一瞥致シマス、國稅——營業稅ニ對スル附加稅ト地租割及戶數割ト云フモノガ大體主ナル稅源デア、此三ツノモノガ持テ合ヒ、持テ合ヒシテ、地方財政ヲ維持シテ居ルノデア、一方此處ニ國稅營業稅ヲ廢止セバ、營業稅附加稅トシテ負擔シテ居ル金額ハ、免レテ來テ地租割或ハ戶數割ト云フ方ニ重荷ガ掛ルコトニ相成ルノデアリマス、(拍手)片一方ノ營業者ハ負擔ノ輕減ヲ得ルガ、一方ニ於テ農村ノ人々ハ負擔ノ過重ヲ蒙ル結果ヲ生ズルガ、ソレデモ宜シト云フ御考デア、カドウカ、吾々ハ營業稅ノ廢止ヲ實際問題トシテ提案スルノニハ、同時ニ農村ノ經濟狀態ニモ著眼シテ、國稅同時ニ地方稅ノ體系モ整理シテ、國家全體ニ著眼シテ之ヲ整理スル必要ガアラウト思フノデアリマス、(拍手)此特別議會ニ早急ノ間ニ、大正十三年分ダケハ取テ、其次カラ營業稅ヲ廢止スルト云フ簡單ナ唯、一箇條カラ成ル法律デ、日本ノ國庫財政ガ整理セラ、ヤウナレバ、モト早ク外ノ者ガ考ヘテ居ル(拍手)實際政治ノ舞臺ニ立テ見ルト、ソナナコトハサレヌ、又能ク々々是等ノ點ヲ御研究ナサテノ提案デア、即チ營業稅廢止ノミヲ單獨ニ出サレタ根本的理由ヲ卒直ニ茲ニ御告白ヲ願ヒタイノデアリマス、(拍手)第二ニ此營業稅提案者ハ、普通選舉問題ヲ如何ニ御考ニナルカ、今日ノ我國ノ大キナ制度タル選舉法ハ、國稅ヲ納メタル者ニ選舉權ヲヤルト云フノデ、三百萬ノ有權者ガ出テ居ル、一方ニ於テ營業稅ヲ國稅ヨリ除イテシマウテ、而シテ普通選舉權ヲ與ヘナイト云フコトニナレバ、營業稅負擔ヲ以テ選舉權ヲ得テ居ル人々ハ、政治圈外ヘ抛リ出サレルト云フコトニナル、此議會デモ普通選舉ヲ提出スルコトガ出來ナイノデハナイ、現ニ又提案者モアルノデア、他ニ於テ聲明サレタ所ハ區々デアリマス、或ハ普通選舉反對デア、上云フ議論モアリ、又時期ヲ定メテ普通選舉ヲ實行スル、而モ

其說明トシテ、憲法ヲ施行シタノハ十年間ノ時期ヲ定メテ、明治十四年ニ之ヲ約束シテ憲法ヲ定メテ普通選舉モ亦今時期ヲ定メテ之ヲ實行スベキモノデア、ト云フ御演說モアテ、私ハ直接ニ聽カナイガ、印刷物デ承認シテ居ル(ヒヤ)今コ、デ營業稅ノ撤廢ハ直ニ爲サルガ、選舉權ハ是カラ時期ヲ定メテ普通選舉ニスルト云フコトニ爲サルト云フ、全國多數ノ營業稅負擔者ハ、政治圈外ニ抛リ出サル、ト云フ結果ニ相成リマス、(拍手)其結果モ御承認ナサテノ提案デア、カドウカ、私ハ過去ニ於ケル諸君ノ色々ナ演說ヲ爲サレタノハ、色々ナ御事情モアラウト思ヒマス、今ノ普通選舉問題モ國家ノ急務デアリマス、國家ノ活キタ問題デアリマス、之ニ對シテモ政治家トシテカキリシタ答辯ヲ茲ニ承リタイ、本當ニ普通選舉ハ納稅資格無條件撤廢デ、普通選舉ヲ次ノ總選舉ヨリ實行スルニ異存ナイ肚デ、之ヲ御出シニナシ、吾々ハ本案ニ於ケル贊否ヲ決スルニハ非常ナ影響ガアル、故ニ此點ヲ明瞭ニ御答辯ヲ願ヒタイ、ソレカラシテ第三ニ此財源ヲドウスルカト云フコトデア、(拍手)營業稅撤廢ニ付テハ私少シモ異存ハナイガ、今ノ說明者ガ堂々ト雄辯ヲ振ハレタルニ拘ラズ、財政ノ計畫此財源ニ向テハ片鱗モ之ヲ認ムルコトノ出來ナカク、ハ、極メテ遺憾デアリマス、(拍手)之ガ主ナル——國民トシテ誰ガ税金ヲ出シタイ者ガアリマセウカ、實業同志會ヲ問ハズシテ明カデア、唯、一ツノ問題ハ財源デア、殊ニ今日震災ノ後ヲ承ケテ、此經濟社會ノ現下ニ取テ此財源ヲドウスルカト云フコトヲ此處デ御發表ニナルト云フコトガ、是ハ有益ナ點デアリマス、財源ナシニ通ルカ通ラヌカハ別トシテ、コ、デ營業稅廢止ノ演說ヲシヤウト云フダケデハ、是ハ三文ノ價値モナイ(拍手)デ是モ唯、數字ヲ舉ゲルコトハ御困難デアラレマセウケレドモ、國費ヲ一割天引スル、地方費ヲ節約スルノト云フコトデハ、吾々ハ承知ハ出來ナイ、一割天引論ノ議論ナラベラヌデモ宜イ、二割天引スルモ天引八十割デモ同

ジコトデア、口ダケノ話、サウ云フコトヲ聽クノデアアリマセウカ故ニ、眞實ノ財政計畫ヲ此處デ御發表ヲ願ヒタイ、是ガ即チ第三ノ質問デアリマス、第四、終リニ大正十三年分限リ廢止スル、即チ大正十四年ヨリ廢止スルト云フ法律案ヲ、此議會デ今提案ナサテ精神ハ何處ニ在ルカト云フコトデアリマス、(拍手)今申ス通りニ財政ノ計畫ト伴ハナケレバ實行ノ出來ナイ案デア、故ニ、大正十四年ノ財政計畫ヲ論議スル議會ニ於テ、是ト同時ニ此提案ヲ爲サテモ少シモ選クハナイ(拍手)ソレガ又法律トシテ至當ナル事デアリマス、(今作)テ公布シテ置イテ暫ク察カシテ置イテ、サウシテ大正十四年カラ之ヲ施行シヤウト云フコトハ一寸オカシ、ソレカラ又他ノ財政計畫ニモ影響スル、今申シタ通りニ普通選舉ノ法案ノ成否ニモ影響ヲスル、是等ヲ願ミズシテ出シ抜ケニ今漸ク此議會モ半バヲ過ギズ此際ニ、之ヲ提案サレタ精神ハ何處ニ在ルカト云フコトデア、是ハ包ミ藏シナク率直ニ御陳述ヲ願ヒタイ、私ハ斯様ニ考ヘル(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 森田金藏君

(森田金藏君發言拍手)

○森田金藏君 只今清瀨君カラ深切ナ御贊成演說デア、或ハ反對デア、嘗テハ自分ガ出シタ案ニ付テ明白ナル判断ガ出來ナイト云フ意味ニ於テ、サウシテ質問ヲサレタコトニ付テ御返事ヲ申上ゲル次第デアリマス、私共ハ眞面目ニ考ヘテ眞面目ニ御答辯ヲスルノデアリマス、決シテ要ラザル言葉ヲ以テ酬ユル者デアアリマセウ(謹聽)清瀨君ハ第一ニ單獨ノ理由ヲ御尋ニナシ、單獨デ何故デ出シタカ、斯ウ云フ御尋デアリマス、是ハ單獨デ出スベキ當然ノ理由ヲ先ニモ申上ゲタ、併シ此國家ノ財政ヲ立テルノニ即チ體系ガアルト云フ、ソレガ故ニ此財源ガ起テ本ヲ先キニ申上ゲテ置イタノデアリマス、ソレデハ今日私ガ之ヲ何故十三年度限リト申シタカト云ハ、多年ノ問題トナシテ驚テ居ルコトデア、殊ニ大藏大臣ハ來ラントスル此秋ノ議

會マデニハ、即チ此次ノ議會マデニハ大ナル緊縮ヲシテ見セルト云フコトヲ明ニ言ウテ居ラレノデアリマス、故ニ之ニ信賴ヲスル、之ニ信賴ヲシテ此四千八百萬圓カ五千萬圓ニ足ラザル所ノモノデア、之ヲ當然廢止スルト云フコトハ、曩ニ野ニ居ラレタ時ト何ゾ變リハナイト信ジテ提出シテ居ルノデア、(ソレカラ)地方稅ヲ緊縮シナケレバナラヌ、是亦私共ノ考慮ニモ明ニ現ハレテ居ル、地方稅モ減額ヲスベキ其方法ニ付テ提案センガ爲ニ、皆様ノ手許ニ是レノ贊成ヲ求メツ、アルコトデアリマス、決シテ私共ハ他ヲ願ミナイ、片手落ナ考ヲ持テハ居ナイ、公平ナル考カラ出發アルト云フコトヲ御考ニナレバ明カデア、第二ニ此普通選舉ノコトヲ御話ニナシ、是ハ清瀨君ハ何處デドウ云フ風ニ御間違ニナツタカ知リマセウガ、我ガ實業同志會ハ是ハ贊成デア、斷行スベキモノデア、ルト云フ見地カラ、之ヲ何時マデモ期限ヲ定メズシテ置クコトガイケナイ、ドウカ議會ガ協賛ヲサレテ、是ガ通ルナラバ此期限ヲ明カニシテ、國民ノ精神上ニ安心ヲ與ヘルト云フコトニ答ナラヌ者デアリマス、ソレカラ第三ノ財源、此財源ト云フコトニ付テハ、清瀨君モ既ニ此四十六議會ニ御出シニナツタ時ノコトヲ御記憶ナサルナラバ直グ分ルト思フ、今日與黨デア、カト云ウテ、此體系ヲ明カニセヨト云フヤウナコトヲ仰シタル必要ハナイト思フ、(ヒヤ)「(拍手)若シ大藏大臣ニシテ、眞ニ緊縮問題ヲシテ提出ナサルナラバ、此位ナ事ハ易々タルモノデア、ルト云フコトハ明カデナケレバナラヌ(拍手)之ヲ御考ニナラヌト云フコトハ如何ニモオカシイ考デアアリマセウカ、(財源ヲ明言セヨト呼フ者アリ)財源ハ今言フ通りニ(發言者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ

○森田金藏君(續) 明ニ緊縮方針カラ來ル所ノモノデア、(ソナナコトハ分ラヌ)ト呼フ者アリ)分ラヌコトハナイ、大藏大臣ハ明ニ言シテ居ラレ、之ヲ分ラヌト云フハ思想ノ問題、即チ見解ノ違デア、明ニ

爲スベキモノデアッテ、爲サナケレバナラヌト云フコトヲ御考ニナシ、タラシク分ルト思ヒマス

○志賀和多利君 議長

○議長(粕谷義三君) マダ質問ガアリマス—高見之通君

〔高見之通君登壇、拍手〕

○高見之通君 私ノ質問ハ至極簡單デアリマス、政府當局特ニ濱口大藏大臣ヨリ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、濱口君ハ昨年ノ第四十六議會ニ於テ營業稅廢止法律案ノ說明ヲナサレタノデアリマシタ、而シテ其說明ノ内容ハ營業稅廢止ノ最モ必要ナル事ヲ御力説ニナシ、タラシク、一度政府當局トナラレタル今日ニ於テ、昨年ノ第四十六議會ニ於テ、アレ程必要ナルコトヲ御力説ニナシ、タラシク、何故此臨時議會ニ御提出ニナラナカ、タラシク、其理由ヲ承リタイノデアアル、又若シ此臨時議會ニ提出スルコトガ出来ナイ理由ガアッタト致シマシタラバ、來ル通常議會ニ於テ必ズ御提出ニナルト云フコトノ御聲明ヲ讀フコトガ出来ルヤ否ヤ、若シ又通常議會ニ於テモ提出ガ出来ナイト云フコトデアリマシタナラバ、其理由ハ如何デアアルカト云フコトヲ單純直截明快ニ御答辯アラシクコトヲ望ムノデアリマス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣

〔國務大臣濱口雄幸君登壇、拍手起ル〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 只今ノ御質問ニ御答致シマス、國民ノ負擔ヲ輕減スルコト云フ事柄ハ獨リ營業稅ニ限リマセズ、總テノ事柄ニ付テ政府ハ其希望ヲ持テ居リマス、私個人ト致シマシテモ、無論其希望ヲ持テ居リマス、然ルニ御承知ノ通り昨年九月ノ震災ノ結果ト致シマシテ、我國ノ歳入ハ非常ニ減少ヲ致シ、歳出ハ帝都ノ復興、並ニ震災ノ復舊ノ爲ニ非常ニ激増ヲ致シタノデアリマス、斯ノ如クニ歳入ハ減少シ、歳出ハ激増シタル今日ノ我が財政状態ニ於テ、營業稅ノ廢止ト云フコトハ甚ダ困難デアリノデアリマス、隨テ只今御質問ノ如クニ、此議會ニ於テ廢止案ヲ提出ノ出来マセズコトハ申マデモアリマセズ、然ラバ、普通ノ議會ニ於テ營業稅ノ廢止案ヲ提出スルカ否ヤト云フ御質問ニ對シマシテハ、今日ニ於テ言明スル限リデアリマセズ(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 高見之通君

○志賀和多利君 議長

○議長(粕谷義三君) マダ高見君ノ質問ガアリマス

〔高見之通君登壇、拍手〕

○高見之通君 只今大臣ハ營業稅廢止案ノ今期議會ニ提出不可能ナル理由及本年ノ通常議會ニモ、果シテ出シ得ルコトガ出来ルカ否ヤサヘモ言明出来ヌト云フ御質問デアリマシタガ、其理由ハ昨年九月ノ震災ヲ云フコトヲ以テ、財政計畫ニ相當ノ變更ヲシナクチャナラヌト云フコトノ御議論ガアリマシタガ、サリナク濱口大藏大臣ハ昨年憲政黨ノ代表者トシテ、如何ナル御演説ヲナサレタカ、單リ營業稅廢止スル理由ハ、國民ノ負擔輕減ト云フコトノみにハ限ラナイノデアアル、特ニ營業稅法ヲ廢止スルコトハ、營業稅法ノ組織ガ宜シクナイト仰シタルノデアリマス、而シテ此組織ノ不完全ナル營業稅法ヲ廢止シテ、更ニ適當ナル負擔ヲスベキ別箇ノ法案ガアルガ、是ハ政府ノ相當ノ考慮ヲ煩シテ宜カラウト云フコトデアリマシテ、要スルニ營業稅廢止ノ理由ハ、國民ノ負擔輕減ト云フコトモアリマシタラウケレドモ、營業稅其モノ、組織ガイケンイト云フノデアリマス、此組織ガイケンイト云フ非難ハ、震災ニ因テ如何ナル影響ヲ受ケタノデアリマスカ、ソレ故震災ニ因テ何等組織ノ不完備ト云フモノニ影響ヲ受クルコトハアラズシテ、營業稅其モノガ非常ニ不公平デアリ、非常ニ組織ガ不完備デアアル、而モ其代リノ法案ヲ提出スルニ於テハ、政府當局トシテ、最モ適當ノ位置ニ居ラレレノデアリマスカラ、輕減ノ負擔、震災ノ爲メノ影響、ソレハ別箇ノ意味ニ於テ營業稅廢止ヲ御提案ニナリ、而シテ其最モ組織ノ完備セル國民ノ負擔法ト云フモノヲ何故ニ御提案ニナラナイノデアアルカ、若シ御

提案ニナラナイモノデアルト致シマスナラバ、昨年ノ堂々タル御演説ハ總テ皆一時ヲ糊塗スル御議論デアッタト云フコトヲ聴キタイノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣

〔國務大臣濱口雄幸君登壇、拍手起ル〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 高見君ノ再應ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマスガ、營業稅法ノ組織ハ私ハ決シテ完全トハ思フテ居リマセズ、其點ニ付キマシテハ其當時今日トニ於テ少しモ意見ハ變リマセズ、是ハ完全デアナイト思フテ居リマス、併ナク組織ガ完全デアナイト云フ理由ヲ以テ、之ニ代リバキ所ノ財源ニ提供セズシテ、直ニ現行法ノ廢止ヲ以テ行フコトハ、是ハ出來ナイ相談デアリマス、而シテ其之ニ代リベキ所ノ營業稅法ノ改正ノ案ニ付キマシテハ、無論調査ハ致シマス、其調査ノ結果トシテ適當ナル案ヲ得マシタナラバ、議會ニ提案致シマスガ、案ヲ得ナカッタナラバ、議會ニ提案致シマスルヤ否ヤト云フコトハ、今日ニ於テ言明スルコトハ出來ナイト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、其調査ヲ致サナイト云フコトハ申シテハ居ナイノデアリマス(拍手)

○作問耕逸君 本案ハ議長指名、九名ノ委員ニ付セラレントコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセズカ

〔異議ナシ〕異議ナシノ聲起ル

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク委員付託ニ決シマシタ日程第六、大學令中改正ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長山本芳治君

第六 大學令中改正ニ關スル建議案(武内作内平君外十一名提出)(委員長報告)

報告書

一 大學令中改正ニ關スル建議案(武内作君外十一名提出)
右ノ本院ニ於テ可決スベキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月七日

大學令中改正ニ關スル建議案委員長 山本 芳治

〔山本芳治君登壇〕

○山本芳治君 大學令中改正ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ委員會ニ於キマシテ慎重審議ヲ致シマシタ、各員カラ熱心ナル賛成意見ガ出マシテ、其要領ヲ申上ゲマスト云フコト、市ニ於テモ其財力ニ於テ遙ニ府縣ヲ凌駕スルモノガアル、斯様ナ大都市ニ於テハ大學ヲ設置シ、經營スル上ニ於テ少しモ差支ナイノデアアル、然ルニ現行法ニ於キマシテハ府縣又ハ道デナケレバ大學ヲ設置出來ナイト云フノハ、文化ノ普及ノ上ニ甚ダ遺憾デアルト云フ意見デアッタノデアリマス、總テノ委員ガ此意見ニ一致致シマシテ、結局滿場一致ヲ以テ可決シタノデアリマス、ドウカ委員會ノ決議通りニ御贊成アラシクコトヲ希望致シマス(拍手)

○作問耕逸君 本案ハ委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決致シマシタ

〔異議ナシ〕異議ナシノ聲起ル

○作問耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出、替澤品等ノ輸入稅ニ關スル法律案、同政府提出、復興貯蓄債券法案、同政府提出、借地借家臨時處理法案、同政府提出、借地借家調停法中改正法律案、同政府提出、高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案並ニ大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ承諾ヲ求ムル件、同政府提出、非常徵發令廢止ニ關スル法律案及同政府提出、大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案ヲ此際特ニ逐次上程シテ議題トナシ、其中大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ承諾ヲ求ムル件ヲ除キ、其他ノ第一讀會ノ續行開キ、而シテ以上悉ク當該委員長ノ報告ヲ求メ、

ソレト、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマ
ス
○議長(粕谷義三君) 作問君ノ日程變更ノ
動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕(聲起ル)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、日程ハ變更セラレマシタ、先ヅ替澤品
等ノ輸入税ニ關スル法律案ヲ議題トシ、第
一讀會ヲ續ク開キマス、委員長加藤政之助
君

替澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案(政
府提出) 第一讀會ヲ續ク(委員長報告)

報告書

一替澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案(政
府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

替澤品等ノ輸入税ニ
關スル法律案委員長
加藤政之助

衆議院議長粕谷義三殿
〔加藤政之助君登壇〕

○加藤政之助君 替澤品等ノ輸入税ニ關ス
ル法律案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、
及結果モ同様デアリマス、本案ニ付テハ重
大ナル關係ガアリマスガ故ニ、當該委員ハ昨
日ニ於キマシテ、殆ド午前午後引續イテ十
數名ノ質問者ガ出タノデアリマス、其質問
ノ要領ハ概括致シマスレバ五箇條ニ分レル
ト思フノデアリマス、其第一ハ本案ノ如ク
十割モ輸入税ヲ引上ゲタトキニハ、其結果
トシテ一般ノ價額ノ暴騰ヲ來ス愛ハナイ
カ、又同種類ノ内國製造品、ソレニ對シテ
保護税ヲ課シタト同一ノ憂ヲ招クコトハナ
イカ、斯ウ云フコトノ趣旨デアリマシタ、之
ニ對シテ當局ノ濱口大藏大臣ハ、斷ジテ此
税ヲ引上ゲテモ一般物價ニ響キヲ及ボスガ
如キコトハナイ、若シ同種類ノ物品ニ對シ
テ保護税ヲ掛ケタト同一ナル結果ヲ招クコ
トガ萬々一アツタナラバ、其時ハ適當ナ措置
ヲ執ルノデアアル、斯ウ云フ答辯デアリマシ
タ、次ハ輸入原料ヲ材料トシテ加工スル所

ノ物品、是ガ現ニ外國ニ出テ居ル物ガ數千
万圓アル、然ルニ此原料ニ課税サル、時ニ
ハ、其輸入原料ヲ本トシテ加工スル所ノ工
業者ハ、ソレガ爲ニ大打撃ヲ受ケル虞ガア
ル、斯ウ云フコトデアリマシタ、之ニ對シ
テハ、當局者ハソレハ現在ニ假置場ト云フ
制度ガ到ル處ニ設ケテアル、故ニ此假置場
ヲ利用スルナラバ、關稅ヲ拂フコトナクシ
テ、サウシテ外國ノ原料ニ加工シテ其品物
ヲ輸出スルコトガ出來ルノデアルカラ、其
憂ハ確ニナキモノト考ヘル、現在ノ假置場
ニシテ若シ尙ホ不十分デアラナラバ、之ニ
相當ノ便利ヲ與ヘルヤウニ、尙ホ心配シテ
モ宜シイ、斯様ナ答辯デアリマシタ、次ハ
施行期日、施行期日ヲ即時實行スルト云フ
コトニナルト云フト、現在外國ニ於テ買入
ヲ約束シテ居ル所ノ物モアル、又現在航海
中ノ品物モアルノデアアル、是等ガ非常ナル
損害ヲ受クルコトニナルカラ、或ル期間ヲ
置イテ免稅ヲシタラドウカ、斯様ナ質問モ
アツタノデアリマス、所ガ若シ期間ヲ置ク
コトニスルト云フト、見越輸入等種々ノ弊
害ヲ生ズルノ虞ガアル、寧ろ是ハ法律施行
ノ日ヨリ直ニ斷行スルト云フ方ガ弊害ハ少
イノデアアル、若シ航海中ノ品物、若クハ契
約ノ品物ガ、此法律施行後日本ニ到若スル
ト云フコトニナルナラバ、其時ニハ此關稅
法ガ施行セラレタガ爲ニ、ソレダケ其物品
ノ價額ガ高クナリテ居ルノデアアルカラ、當事
者ハサノミ困難ヲ感ズレコトハナイデア
ル、斯様ナ答辯デアリマシタ、又最後ノモウ
一ツノ質問ハ、斯ノ如キ重イ課稅ヲ外國品
ニ課スルコト云フコトニナツタナラバ、其結果
トシテ列國ガ之ニ對シテ報復ノ手段ヲ講ズ
ルト云フガ如キ憂ハナキカ、斯様ナ質問モ
アリマシタガ、ソレニ對シテハ戰時中ニ於
テモ列國既ニ替澤品ニ關稅ヲ課シタ先例モ
アル、決シテ此替澤品ニ關稅ヲ課シタカラ
ト云テ、報復關稅ノ戰爭ヲ惹起スガ如キ
弊ハ萬々ナイ、斯様ナ當局ノ答辯デアリ
デアリマス、斯ノ如キ應答ヲ經テ、今日
ハ午後一時カラ討論ニ這入りマシテ、サウ
シテ各意見ヲ聽キマシタノデアリマス

ガ、第一ニ吉植庄一郎君ハ本案ニ反對意思
ノ表明ヲセラレタノデアリマス、其吉植庄
一郎君ノ議論ハ題目トシテハ奢侈品ニ稅ヲ
掛ケテ、勤儉力行ヲ奨メルト云フコトハ異
存ハナイノデアアル、併ナガラ方法ガ不備デ
アル、幾多ノ疑義ガアル、故ニ斯ノ如キ案
ハ寧ろ是ハ否決スル方ガ相當デアアル、斯様
ナ意見デアリマシタ、何レ後刻吉植君一派
ガ代表セラレテ此演壇ニ其否決論ヲ述ベラ
レルデアリマセウカラ、是ハ詳カニ述ベル必
要ハナイト思ヒマス、次ニハ賛成ノ者バカリ
デ、反對ノ者ハ其他ハ一人モアリマセヌノ
デアリマス、詰リ採決ヲシタ結果、否決論
ハ少數ニシテ倒レマシタ、サウシテ賛成論
ガ大多數ヲ通過ヲ致シタノデアリマス、其
所ニ附加ヘテ政友會ノ代表者山本宗太郎君
カラ、警告及條件ヲ提出サレタノデアリマ
ス、是ハ決議デアリマセヌガ參考ノ爲ニ
讀シテ諸君ノ御聽ニ達シマス、替澤品等ノ
輸入税ニ關スル法律案ニ對スル警告、本法
案ハ大體ニ於テ今日ノ時勢ニ適應セル必要
ノ法律ナリト信ズルヲ以テ之ニ協賛ヲ與フ
ルモ、其細目ニ至リテハ加除修正ヲ要スル
モノ少カラズト認ム、依テ政府ノ向ホ一層
周密ナル調査ヲ爲シ、相當ノ改正ヲ施サレ
ムコトヲ望ム、此細目ニ至リテハ、下ニ
「將來ノ成績ニ鑑ミ」ト云フ文字ガ這ハ、テ
居ルノデアリマス、ソレカラ條件「本法制定
ノ精神ヲ徹底セシムル爲ニ、將來ノ成績ニ
鑑ミ、本法課稅ノ内地産各品目ニ對シ、本法
同様ノ課稅ヲ爲スコト」以上ガ警告及條件
デアリマス、右ノ次第デアリマスカラ本案
ハ諸君ハ宜シク御賛成下サルコトヲ望ミマ
ス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 之ヨリ討論ニ移リマ
ス(通告ニ依テ其發言ヲ許シマス) 岩切
重雄君

〔岩切重雄君登壇、拍手起ル〕
○岩切重雄君 只今委員長カラ報告ガアリ
マシタ如ク、私共ハ遺憾ナガラ本案ニ對シ
マシテ反對ノ意思ヲ表明致シタイト思フノ
デアリマス、奢侈品ニ對スル課稅ノ問題ハ、
此精神ニ於キマシテハ私共モ大ニ賛成ノ意

ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其精神ニ
於テ吾々ハ之ニ賛成致シマスト言ヒマシテ
モ、其現レル所ノ形式ニ於キマシテ、尙ホ
之ニ注意シナケレバナラナイ點ガ極メテ多
イコトヲ私共ハ認メルノデアリマス、故ニ
此際私共其精神ニハ賛成ヲ致シナガラ、尙ホ
本案全體トシテハ之ヲ否決シナケレバナ
ラナイト云フ理由ニ付キマシテ、是ヨリ簡單
ニ說明致シタイト考ヘマス、第一ニハ私共
ハ若モ此案ガ通過致シマシタハ、吾々
ハ本案ノ完全ヲ期スル意味ニ於キマシテ、
同一ノ内地ノ製品ニ對シマシテモ、之ニ課
稅ヲ希望スル者デアアル、併ナガラ大藏大臣
ハ、同一ノ内地製品ニ對シテハ課稅スルノ
意思ナシト云フコトヲ表明サレテ居ルノデ
アリマス、是レ吾々ハ本案ニ對シテ先ヅ第
一ニ意見ヲ異ニスル點デアリマス、第二ト
致シマシテハ、吾々ハ奢侈品ガ其價格ガ騰
貴スルコトハ、敢テ吾々ハ之ヲ反對スル者
デハナイ、併ナガラ萬一奢侈品ト類似ノ品
物デアアル所ノ内地製品ニ對シテモ、其物價
ガ騰貴致シマシテ、之ニ依ッテ一部デアリト
ハ云ヘ物價騰貴ヲ導クヤウナコトガアリト
致シマスナラ、之ニ對スル政府ノ對策ガナ
ケレバナラズト私共ハ考ヘルノデアリマス、
即チ奢侈品ト申シマシテモ、奢侈品ニア
ラザル他ノ物品ト申シマシテモ、此間ノ區別
ニ付キマシテハ極メテ明瞭ヲ缺クモノデア
ル、是ハ私ガ委員會ニ於キマシテ政府當局
ニ御尋フ致シマスルノニ、奢侈品等ト云フ
文字ハ何ヲ意味スルカト云フコトヲ申上ゲ
マシタ時ニ、奢侈品及娛樂品、或ハ嗜好品
ト云フガ如キ物デアラ、其品目ニ掲ゲラレ
タル物ニ於テスラモ、奢侈品ト他ノ品物ト
ノ區別ハ明瞭デナイノデアリマス、然ラバ
世間ニアル所ノ物貨ノ上ニ、奢侈品ノ物ト
然ラザル物トノ間ハ極メテ其分野ガ不明瞭
デアリマスル爲ニ、是ガ一般ノ物價ニモ漸次
騰貴ヲ促スガ如キ結論ニ到達スル所ノモノ
デアルト思フノデアリマス(拍手)此點ニ對シ
テ大藏大臣ニ御尋致シマシタ所ガ、大藏大
臣ハ絕對ニサレ事ナシト云フコトヲ言明サ
レテ居ル、是レ私共ガ其見解ヲ異ニスル點デ

○議長(粕谷義三君) 之ヨリ討論ニ移リマ
ス(通告ニ依テ其發言ヲ許シマス) 岩切
重雄君

〔岩切重雄君登壇、拍手起ル〕
○岩切重雄君 只今委員長カラ報告ガアリ
マシタ如ク、私共ハ遺憾ナガラ本案ニ對シ
マシテ反對ノ意思ヲ表明致シタイト思フノ
デアリマス、奢侈品ニ對スル課稅ノ問題ハ、
此精神ニ於キマシテハ私共モ大ニ賛成ノ意

アリマシテ、此點ニ於テ反對スル所以デアリマス、第三ニハ此品目ノ中ニ掲ゲラレマシタ所ニ依ルト、是ニハ原料ニナル物ガ載テ居ル、然ラバ原料ニ對シテ課税スルト云フコトハ私共トシテハ聊カ意見ヲ異ニシテ居ル、奢侈ノ風ヲ打破スルト云フ意味ニ於テハ、所謂奢侈税ナルモノガ最も完全ナルモノデアリ、然ルニ其原料ニ對シテ課税ヲ爲スト云フコトハ、原料ハ或ハ生レテ奢侈品トナリ、或ハ生レテ奢侈品ナラザル物トナルノデアリ、之ヲ一律ニ課税スルト云フコトハ是ハ實ハ完全ナル政策デナイ、況ヤ原料ニ對スル課税ハ一部ノ輸出ヲ防止スルコトニナル、只今大藏大臣トシテ、輸出獎勵ニ對シテハ非常ニ熱心ナル御努力ヲ爲シテ居ラレドモ拘ラズ、此結果若シ輸出ノ一部ヲ阻止スルト云フヤウナコトニナレバ、是ハ不完全ヲ免レヌ點デアリマス、即チ第三ニ此點ニ於テ吾々ハ意見ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、更ニ第四ノ點ニ於キマシテ、是等ノ關稅ニ對シテハ所謂歐洲列國ノ間ニ協定税率ナルモノガアル、只今奢侈税ヲ課シコト申シマシテモ、直ニ此稅ノ施行ト云フコトヲ見ルコトハ出來ナイ、然ラバ或ハ三個月ノ後、或ハ數箇月ノ後ニ於テ始メテ此稅ノ實施ヲ見ルコト、致シマスナラバ、此間ニ於テ所謂奸商ガ投機其他ノ不正ナル行爲ヲ爲ス所ノ虞ガナイカ、之ニ對スル政府ノ對策ト云フモノハ何モナイノデアリマス、是レ吾々ガ此法案ニ對シテ、尙ホ是等ノ點ニ十分ガアルト思フノデアリマス、第五ニ至リマシテハ此法案ノ中ニ列記サレマシタ品目ヲ具サニ點檢致シマス、是ガ最も眼目トナル點デアリ、此品目ノ中ニハ、隨分問題トナルベキ物ガ澤山アル、之ニ對シテハ憲政會ノ方モ或ハ友友會ノ方モ、此品目ガ割合ニ杜撰デアルト云フ點ニ對シテハ御異議ハナイト考ヘル、是等ノ問題ニ對シテ然ラバ修正ノ案ヲ出シタラドウカト云フ御意見モアルガモ知レマセヌガ、此咄嗟ノ間ニ是ダケノ問題ニ對シテ、執レ方是、執レカ然ラズト云フコトハ極メテムソカシイコトデアリ、從來政府ガ總テ不完

全ナル法律案ハ之ヲ總テ通常議會ニ廻シテ居ラレド、然ルニ此問題ノミ茲ニ急遽トシテ提出サレテ居ル、吾々ハ寧ろ政府ト同ジ意味ニ於テ是等ノ問題ヲ十分審査シテ、尙ホ之ヲ幕ノ議會ニ提出シテ完全ナルモノト爲スモ、何等差支ナイデハナイカ(拍手)然ラバ政府ニ於カレテハ、普通選舉ノ如キモノニ對シテ、何故ニ此特別議會ニ御出シニナラナイカト云フコトヲ追窮スレバ、是ハ完全ノ期スル意味ニ於テ幕ノ議會ニ廻スト言ハレド、然ルニ此問題ノミハ不完全ト知リナガラ、今期ノ議會ニ突如トシテ提出セラレタ理由ニ對シテ、吾々ハ完全ノ期セラレ、現内閣ノ聊カ片手落ノ矛盾デハナイカト考ヘル、第六ハ先般來問題ニナッテ居ル報復問題デアリマス、若モ今日我國ノ關稅ハ主張サレキハシタケレドモ、佛蘭西ニ對スル羽二重ノ如キハ、從來農商務省トシテハ最も熱心ニ佛蘭西トノ間ニ交渉サレタ事實ガ從來アルノデアリ、若モ今日亞米利加トハナイト致シマシテモ、佛蘭西ニ對シテハ少トモ日本トシテハ一ノ弱點ヲ與ヘルコトニナリハシナイカ、況ヤ亞米利加ニ對シテハ生絲ト云フ問題ガアル、事ハ將來ニ屬シマスケレドモ、此問題ヨリシテ生絲ニ對スル報復問題ガ起ルトシタナラバ、是ハ極メテ由々シキ問題デアリ、此問題ニ對シテハ從來度々論議サレマシテ、吾々ハ釐清品ト云フ美名ノ下ニ日本ノ輸出貿易ノ最も重大ナル物ニ對スル大ナル打撃デアリ、是ハ餘程吾々トシテハ考フ致サナケレバナラヌ點デアルト思フノデアリ、是ガ私共ノ第六トシテ反對スル點デアリマス、最後ニ本問題ノ最も眼目トナッテ居リマス所ノ道德的意味ニ於ケル問題デアリ、社會的ノ意味デアリマス、本問題ハ大藏大臣ノ仰セラル、如ク收入ノ問題ニアラズシテ、寧ろ道德的ノ問題、社會的問題トシテ國民ノ奢侈ヲ撲滅スル點ニ此眼目ガ置カレテアル、併ナガラ吾々ハ寧ろ一片ノ經濟政策ニ依ッテ道德問題ヲ矯正スルコトハ不可能デハナイカト云フ議論ニハ、全部賛成デナイケレドモ、勿論

是レト雖モ多少ノ論ハアル、併ナガラ吾々ハ是レト共ニ他ニモウシ完全ナル法律案ト云フモノガ同時ニ出サレナケレバナラヌト私ハ考ヘマス、例ヘバツノ奢侈品ニ對スル問題ヲ解決スルトシテモ、今日吾々ノ最も大ナル政策デアルト思フモノハ、或ハ金持ノ別荘デアルトカ、東京ノ真中ニ非常ナ大キナ邸宅ヲ構ヘテ居ル、是等ノ如キモノ、尙ホ政策ヲ施ス途カアルデハナイカ、斯ノ如キモノハ之ヲ除イテ、急遽トシテ此問題ノミヲ出サレル點ニ於テハ、甚ダ不完全デアルト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)尙ホ社會政策ノ問題カラ考ヘマシテモ、此品物ノ中ニハ或ハ娛樂上ノ意味カラシテ、今日ノ荒蕪ル所ノ勞働者多數ノ人ノ爲ニハ、或ハ慰安ノモノトナルモノモナイデハナイ、娛樂トナルモノモアルカモ知レヌ、是等ニ對シテハ是ハ一ノ逆法デアルト私ハ考ヘマス、斯ノ如キモノヲ仔細ニ點檢致シマス、尙ホ此内容ニ於テ極メテ杜撰ナモノガアル、吾々ハ精神ニ於テハ此問題ニ對シテ反對スルノデハナイケレドモ、現内閣トシテハ常ニ完全ナルモノヲ提出スル、完全ナルモノハ幕ノ議會ニ出スト言ハレナガラ、此問題ノミヲ此處ニ不完全ナガラ出サレルト云フ、此點ニ對シテ私ハ反對スルノデアリマス、私ハ其精神ニ於テハ贊成スル者デアリマスケレドモ、此案全體トシテ尙ホ不完全ヲ免レナイガ故ニ、之ヲ幕ノ議會ニ最も完全ナルモノトシテ提案サレンコトヲ私ハ希望シテ、此問題ヲ殘念ナガラ否決スル所以デアリマス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 武内作平君

(武内作平君登壇、拍手起ル)

○武内作平君 原案賛成ノ意見ト反對論ノ反對ヲ簡單ニ辨明ヲ致シマス、本案ハ……(ドツチガ本當タ)ト呼フ者アリ賛成ト反對論ノ辯駁ヲスルノダ、ハ、キリ判、テ居ルデハナイカ——本案ハ戰時——戰爭當時ヨリ馴致サレマシタル此奢侈ヲ抑壓シテ、剛健ナ氣風ヲ養成ヲスルト云フコトヲ目的

ト致シ、其副産物ト致シテ現今非常ニ變調ニナッテ居リマス所ノ輸出入ノ均衡ノ一助ニ致シタイト云フ趣意ヲ以テ提案ヲサレタ法案デアリマス、大正十二年ノ輸入超過ハ六億二千五百萬圓デアリマス、ソレカラ本年ノ五月マデノ輸入超過ガ六億七千餘萬圓、斯ウニ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、サウシテ御承知ノ通り對米ノ爲替相場ハ四十一弗二分ノト云フコトニナッテ居リマス、更ニ今回提案ニナッテ居リマス所ノ釐清品ノ輸入金高ヲ調査致シテ見マスルト、大正八年ニハ一千九百萬圓デアリマシタガ大正九年ニハ三千萬圓ニナッテ居ル、大正十年ニハ三千萬圓、十一年ニハ三千八百萬圓ト漸次増加ヲ致シテ居ルノデアリマス、十二年ニ於キマシテハ大震災ノ結果トシテ二千五百萬圓ニナリ、多少減額致シマシタケレドモ、大體ノ趨勢カラ見マスルト倍額ノ増加ヲ漸次進メツ、アルノデアリマス、此數字ヲ私共ガ見マスル度ニ、今後經濟界ノ狀態ハ如何ニナルノデアリカ、不安ノ念ニ襲ハレルノデアリマス、又此實際ノ狀況ヲ見マスルト、連日此農村ノ困憊ニ付テハ諸君ガ高調サレテ居リマスル通りデアリマス、都市ニ於キマシテモ、各種ノ生産工業等今日安心シテ經營ガ出來テ居ル所ノ營業者ハ殆ドナイト思ヒマス、偶ニアレバ一ツカ二ツカ、指ヲ屈スル程ノモノハナイト思ヒマス、最近ニ於キマシテ、問屋業ノ營業狀態ヲ調査致シテ見マシタガ、五月以來ハ殆ド注文皆無デアルト云フモノガ過半ヲ占メテ居ルノデアリ、帝國ノ經濟界ノ現狀ハ右ノヤウニナッテ居ル、此時ニ當リマシテハ大々的決意ヲ以テ此對策ヲ講ジナケレバナラヌハ當然ノ事デアリマス、現内閣ガ之ニ處スルノ一端トシマシテ、此法案ヲ提出セラレマシタコトハ、殆ド或ル一部ノ人ヲ除キマシテハ國民ノ全體ノ贊成ヲスル所デアルト信ジテ疑ハナイノデアリマス(拍手起ル)反對論ヲ唱ヘマスル人ノ中ニハ、本案ノ品目ノ選定ガ甚ダ粗雑デアリ杜撰デアルト云フコトデアリマスケレドモ、私共ガ委員ト致シマシテ調査シタ所ニ依リマスルト

云フト、用意周到十分ナル調査が出来テ居ルト云フコトヲ信ジテ居ルノデアリマス、成程一、二ノ例ヲ舉ゲテ非難攻撃ヲスル者ガアリマスケレドモ、是ハ真相ヲ調査シテナイ結果デアリマス、例ヘテ申シマスルト運動具ノ如キ物ヲ警備品ト見ルノハ穩當デハナイ、或ハ寫眞ノ器械、靴ノ護謨ノ如キモノヲ警備品ト云フノハ、穩當デナイト云フヤウナコトヲ辯論シテ居ルモノガアリマスガ、運動ノ器具ト申シマシテモ一般ニ行ハレテ居リマス所ノ「テニス」トカ「フットボール」ト云フヤウナ物ニ付テハ是ハ除外サレテ居ルノデアリマス、唯、一部ノ人ノ間ニ行ハレテ居リマス所ノ近來流行ル「ゴルフ」其他ノモノニ付テ課税サレテアルダケデアリマスカラ、世間ノ申シマスルヤウナ風ニ、保健ノ目的ニ反シテ此品目ヲ選定シタナド、誣ヲ受ケルヤウニハナツテハ居ナイノデアリマス、又寫眞ノ如キモノ一般ノ寫眞ニ付テ課税品トシテ課税ヲシテ居ルノデアリマセヌ、此警備品トシテ課税ヲ致シテ居リマスモノハ極ク小型ノモノデアリマシテ、ソレハサウ云フ物モ或ハ營業用トシテ使フテ居ル人ガ中ニハアルカモ知レマセヌケレドモ、一般カラ申シマスルト云フト所謂警備品ノ爲ニ使フテ居ル、靴ノ護謨ノ如キモノモサウデアリマス、靴ノ護謨モ絹糸ノ入テ居ルモノハ警備品トシテアリマスケレドモ、絹糸ノ入テナイモノハシテナイノデアリマス、デアリマスルカラシテ、斯ウ云フ點ヲ唯、靴ノ護謨、或ハ寫眞器械等ノ如キモノヲ警備品ト見テ居ルノハ甚ダ杜撰ナルナド、云フコトハ、本案其モノガ杜撰ナルニ非ズシテ、之ヲ研究スルコトノ足ラヌ結果デアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)又原料ニ課税スルノガ甚ダ不當デアアル、原料ノ中ニハ奢侈品ニナル物モアレバ、奢侈品ニナラナイ物モアル、或ハ輸出ノ是ガ原料ニナル、デアルカラ之ニ課税スルト云フコトハ輸出ヲ防遏スル關係ニナルノデアルト云フヤウナコトヲ言ハレルノデアリマスガ、此點ニ付キマシテハ前ニ委員長カラ報告ガアリマシタ中ニ、此

原料ニ依リ製造シタ輸出品ニ對シマシテハ假置場ノ制度ヲ最モ巧妙ニ活用致シテ差支ナイヤウニスル、若シカ尙ホソレデモ差支ガアルナラバ、適當ノ方法ヲ講ズルト云フコトガ政府ノ言明デアリマス、デアリマスカラ此點ニ對シテ少シモ本案ニ反對スルハ理由ニナラナイト思フノデアリマス、或人ハ此品物ノ中ニ一或人デアリマセヌ、現ニ岩切君モ御話ニナツタヤウデアリマセヌガ、此品物ノ中ニ警備品デアルカ、娛樂品デアルカ、嗜好品デアルカ分ラナイ、斯ウ云フコトヲ混同シテ居ルノガ甚ダ杜撰デアルト言ハレタケレドモ、警備品ト云フモノハ一定不動決タモノデハナイ、或ル品物モ處下場所ニ依レバ是ガ警備品ニナルノデアリマスカラ、法律學校ナド法律ノ講義ヲスルト違ヒマシテ、或ル定義ヲ設ケテ必ズ是ガ警備品デアアル、是ハ警備品デハナイト云フ區別ヲスルノ必要ハナイノデアリマス、縱シ或國ニ於キマシテハ生活ニソレガ必需品デアリマシテモ、我國ニ於キマシテソレガ使用ノ場所、關係ニ於テ、警備品ト見ルナラバ、之ヲ警備品トシテ本法ノ別表ニ加ヘルト云フコトハ何等差支ハアリマセヌ、又或人ハ法制ニ依テ本法ノ目的ヲ達スルコトハ出來ナイ、從來ニ於テモ物價ノ調節ヲ法律ノ力ニ依テ目的ヲ達シタコトガナイ、成程從來ノ歴史ヲ調べテ見マスト、物價ノ調節ヲ法律ノ力ニ依テヤク爲ニ失敗シタコトハ澤山アリマス、ケレドモ過去ニ於テ失敗シタ歴史ガアルカラト云フテ、サウシテ之ヲヤラヌト云フ理窟ニハナラナイノデアアル、之ヲヤレテ失敗スルト云フコトガ分テ居ルナラバ、其事ガ言ヒ得ラレルナラバ、其事ヲ斷言シテ裁キタイ、吉植君ノ委員會ノ御說明ニ依リマスルト、此輸入品ニ課税ヲシテ、内地ノ品ニ課税ヲセヌケレバ、輸入品ニ對シテハソレガ警備品デアアル、輸入品ヲ使フテ居ル者ハ是ガ警備品デアルト思フテ自覺スルケレドモ、内地品ヲ使フテ居ル者ハ自覺シナイト云フ御説ガアツタノデアリマセケレドモ、今日ノ場合ニ於テ一人デモ、二人デモ、三人デモ、四人

デモ自覺スル人ガ出來テ來レバ、ソレダケ矢張國家ノ利益ニナルノデアアル、此經濟問題ヲ解決スルニ近ヅク譯デアリマスカラ、全體ノ人ガ自覺スル方法ヲ採ランケレバ此案ニ反對ヲスルト云フノハ、反對ノ理由ニナラナイト信ズルノデアリマス、本案ヲ施行スル結果トシテ、生絲等ニ對シテ報復的ノ増稅ヲサレルヤウナ虞ハナイカ、サウ云フ自分等ハ懸念ヲ持ツノデアルト云フコトヲ政友本黨ノ方ハ高調サレルノデアリマス、委員會ニ於キマシテモ、先刻本會議ニ於キマシテモ、サウ云フ御意見デアリマシタ、併ナガラ此警備品トシテ本法ニ掲ゲテアリマスル所ノ品種ハ、或ル一國ト或ル一國ノ特殊ノ生産品ト云フヤウナモノニ付テハ、用意周到ノ注意ヲシテ除外サレテアリマス、一般ノ警備品ガ規定ヲサレテアルノデアリマスデアリマスカラ論者ノ言ハレル如ク此案ガ通過ヲシタカラト云フテ、ソレガ爲ニ報復的ノ重稅ヲ課セラル、コトハアリハシナイト見ルノガ當然デアアル、又決シテ無イモノト私ハ確信スルノデアリマス、現ニ二三日前ノ各新聞ニ載テ居リマシタ所ノ外國電報ヲ見ル、斯ウ云フ事ガ書イテアリマセ、諸君モ御覽ニナツタト存ジマスガ日本輸出ノ現狀ニ照シテ、日本ガ此奢侈品ニ重稅ヲ課スルト云フコトハ當然ノ事デアル、是ハ至當ノ事デアアル、吾々ハ少シモ意ニ介シナイ尤ナ事ト解釋スル、斯ウ云フ電報ガ各新聞ニ載テ居タ、サモアルベキコト、私ハ信ズルノデアアル、外國ノ市場ニ於テスラモ報復ドコロデハナイ、是ハ現在日本ノ經濟界ノ事情ニ照シテ當然ナル事ト思フテ居ル際ニ、帝國ノ選良トモアラウ者ガ、殊更ニ報復手段ヲ挑發スル如キ言動ヲ爲スコトハ私ハ極ク遺憾ナラバナラヌト信ズルノデアリマス(拍手)甚ダ穩當デナイコトト信ズルノデアリマス(ヒヤ)又反對ノ理由ト致シマシテ、輸入品ニ増稅ヲ課シテモ其目的ヲ達スルコトガ出來ナイ、輸入品ヲ希望スル如キ人ハ、如何ニ高クテモ矢張輸入品ヲ買フノデアルカラ本法ノ目的ヲ達スルコトガ出來ヌ、之ヲ以テ反對ノ理由トシテ居

ル人ガアリマス、併ナガラ私共ハ何レモ等シク日本人デアアル、經濟界ノ狀況ガ今日ノ如クデアツテ、サウシテ政府ニ於キマシテモ御同様御互ニ此點ヲ協調シテ反省ヲ求ムルナラバ、皆之ニ共鳴致シマシテ、消費ノ節約ヲ努メルコトニナルト私ハ確信シテ疑ハヌノデアリマス、諸君モ矢張一國ノ代表者デアリマスカラ、政府ト相共ニ、私共ト相共ニ、矢張協力シテ其自覺宣傳ヲシナケレバナラヌノハ當然ノ事デアルト思ヒマス(ヒヤ)ソレヲ更ニ本法ノ效果ヲ削減スルガ如キ、是等ノ輸入品ノ購入ヲ希望スル連中ヲ挑發誘導シテ、サウ云フ弊害ニ公認シメルコトヲ高調シテ、之ヲ反對ノ理由ニスルノハ、私ハ以テノ外ダト信ズルノデアリマス(拍手)要シマスルニ委員會ニ於キマシテノ御説ヲ承リマシテモ、當議場ニ於テノ反對論ノ根據ヲ承リマシテモ、少シモノレガ爲ニ私共ノ説ヲ曲ゲルノ資料トハナラヌ、デ私共ハ雙手ヲ舉ゲテ本案ノ通過センコトヲ希望スル者デアリマス(拍手起ル)

○議長(粕谷義三君) 加藤録五郎君

○加藤録五郎君登壇、拍手起ル

〔加藤録五郎君 諸君、濱口大藏大臣ハ先日來歴、此壇上ニ立タレマシテ、一世ノ人心ガ奢侈遊惰ニ流レテ居ルコトヲ歎カレマシタ、此人心ニ向テ一大強烈ナル刺戟ヲ與ヘテ以テ、茲ニ勤儉力行ノ氣風ヲ高ウスルニアラズンバ、我が帝國ノ將來策ニ堪ヘザル旨ノ御演説ガアツタノデゴザイマス、洵ニ私共ト致シマシテモ共鳴同感ニ堪ヘザルデゴザイマシテ、必ズヤ濱口大藏大臣ハ之ニ對シテ何等カ適當ナル所ノ對策ヲ出サレルコトヲ信ジテ居タノデアリマス、濱口大藏大臣モ此問題ニ對シテ、茲ニ何等カノ對策ヲ出スベキコトヲ聲明サレタノデアリマス、仍テ私共ハ大ナル期待、大ナル希望ヲ此對策ニ向テ注ギツ、アツタノデアリマス、然ルニ所サレタル所ノ對策ハ何デアリマシタカ、只今討議シツ、アル所ノ本案デアアルノデアリマス、希望スル所極メテ大デゴザイマシテ、見テ甚ダ其小ナルニ私共ハ

タル不見識ノコトデアル、私ハ想フニ諸君ノ良心ハ必ズ木案ニ反對セラレルト思フ、與黨ノ悲シサニ本案ニ賛成ヲセラルルノテアツテ洵ニ御同情ニ堪ヘナイ、又大藏大臣ノ斯様ナル貧弱ナル案ヲ出シテ、是ガ政府ノ經綸デアルトシテ國民ニ示サレタルコトハ、誠ニ私ハ御氣ノ毒、轉ニ同情ニ堪ヘナイノデアル(拍手)

○岩崎勳君 議事ノ進行ニ付テ動議ヲ提出シマス、議事ノ中途デハゴザイマスガ本案ノ議事ヲ滑カシ進メテ行キマス都合上、此際暫時休憩セラレントキヲ希望致シマス

○議長(粕谷義三君) 岩崎君ノ動議ニハ成規ノ賛成ガアリマス、此動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ガナイト認メマス、仍テ暫時休憩致シマス

午後四時九分休憩

午後五時五十二分開議

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス、既ニ定刻ニ近ヅキマシタカラ時間ヲ延長致シマス、且ツ都合ニ依リマシテ暫時休憩致シマス

午後五時五十三分休憩

○議長(粕谷義三君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス

○議長(粕谷義三君) 議事ノ進行ニ付テ

○議長(粕谷義三君) 登壇ナサイ

時間半ニ沙ル所ノ貴重ナル時間ヲ浪費サレタコトヲ頗ル遺憾ニ考ヘルノデアル、議長ハ最モ公平ナル立場ニ在リテ、議長ノ眼中ニハ與黨モ反對黨モナイ筈デアル、然レモモ拘ラズ此公平ノ目サレテ居ル所ノ議長ガ、與黨ノ爲ニ三十分近イ所ノ時間ヲ空費サレタコト云フコトハ、頗ル遺憾ニ對シテ惡先例ヲ貽シタモノト考ヘマスガ故ニ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 辯明ヲ要ナシト呼フ者アリ

入税ヲ著シク一時引上ゲタ爲ニ、内地ノ奢侈品ノ製造ヲ促シ、所謂ソレガ延イテ物價ノ暴騰ノ原因ニナリナラセヌカト云フ議論モアルノデアリマス、併ナガラ私共ハ左様ニ觀測ノデアリマス(拍手)此關稅ノ引上ノ結果奢侈品ノ製造ガ増加シ、獎勵セラル、コトハ自然ノ結果デアリマスルガ、此製造ガ増加セラレタ結果ハ物價ハ自然ニ調節スルノデス、故ニ奢侈品ノ價格ハ恐ラク暫ク經ツ中ニ自然ニ消化サレラヌガ、唯、一ツノ問題ハ奢侈品ノ價值ガ上ラヌガ爲ニ、消化節約ノ目的ヲ達スルコトニ却テ疑ヲ持タネバナラヌダラウト思フノデアリマス、物價ガ騰貴スルト云フ風ノ議論ハ、私ハソレハ自然ノ道理ニ反シテ居ル觀測ダラウト考ヘル、ソレ故ニ此點ニ關シテハ餘程政府トシテハ深キ考慮ヲ要セナケレバナラヌ事デアラウダラウト思フノデス、又我國ノ輸出品中ニ化粧品類ノ如キ、或ハ菓子類ノ如キ、是等ノ原料ニ對スル重大ナル課稅ハ、折角發展シツツアル我國ノ輸出貿易ノ一端ヲ阻害スルト云フコトモアリマス、是亦大ニ考慮シナケレバナラヌ、斯様ナ問題ガ此關稅ノ實施ニ伴フ直接間接ノ結果トシテハ、今ヨリ深ク考ヘルノデアリマス、併ナガラ先刻申述ベタル通り大體ノ趣旨ニ於テ此現代ノ時弊ニ對シテ、之ヲ矯正スルコト云フ精神ト趣旨ニ於テ、吾々ハ此案ニ賛成シタノデアリマス(拍手)大體ハ賛成シマス趣旨ハソレデアリ、且ツ此實施ニ伴フコトニ付テ深ク考慮ヲ要セナケレバナラヌコトニ付テモ、只今簡單ニ指摘致シタヤウナ次第デアリマス、ソコデ私ハ之ニ附帶シテ一箇ノ動議ヲ提出シ、是デ此政策ニ伴フ完成ヲ期シタイト云フ考ヘデアリマス、私ノ動議ヲ此處デ朗讀致シマス

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

○議長(粕谷義三君) 朗讀ヲ要スルニ關シテ

リ成規ノ賛成ヲ得テ、一ノ動議ヲ提出サレテ居リマス、併ナガラ只今本案ノ第一讀會中デアリマスカラ、此動議ハ暫ク議長ノ手許ニ保留致シマス、適當ナ時ニ於テ云フコトノ意味ハ、其決議案ニ對シマシテハ第二讀會ニ於テ十分質議討論ノ出來ルト云フコトノ意味デアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

○議長(粕谷義三君) 其時機ハアリマス

因デアル、然ルニ白河樂翁公ハ如何デア
 タト云ハ、己レ自ら先ヅ自分ノ身ヲ約メ
 テ、御承知ノ如ク雷澤高ノ雷澤寺カラ其願
 文ガ出タ、其樂翁公ノ願文ト云フモノニ依
 テ見ルモ、己レ自ら身ヲ殺シテ民ヲ救ヒタ
 イ、ソレデモ足リナケレバ妻子ノ命モ御取リ
 下サイト云フコトヲ認メテ願文ガ發見サレ
 タ、此位ノ決心ヲ持テ立タカカラ、白河樂
 翁公ハ之ヲヤリ遂ゲタノデアアル(今ノ内閣
 ハ其決心ガナイデハナイカ)ト呼フ者アリ
 故ニ内閣諸公ニ向テ之ヲ要求シタイ、今ノ
 内閣諸公ガ腹ノ底カラソレヲ御考シナラ
 カツラ失敬ニ終ルノデアル、何處マデモ今
 ノ内閣ガソレヲ事ヲヤラレル以上、ソ
 レヲ腹ノ底カラヤラレテ、吾々國民ニ首肯
 スルヤウニヤッテ戴キタイコトヲ吾々ハ希
 望スル、出來ルトカ出來ナイト云フハ是
 ハ意見ノ相違デアアル、即チ今日マデハト
 デアルカト云ハ多クノ内閣、多クノ人ハ
 黨利黨略、或ハ利權ヲ以テ人ヲ誘タリ色々
 ノ事ヲシテ天下ヲ取レバ宜イト云フノデア
 ル、ソナテ遣方デハドウシテモ此大改革ハ
 出來ナイ(拍手起ル)ソレデ今ノ財政經濟ノ
 膨脹誠ニ不都合デアアル、何故之ヲ整理シ
 ナイ、先ヅ之ヲ整理シテ掛レド、或ハ一派ノ
 人ハ只今此處デ公言ナサルガ、サウ云フ風
 ニ膨脹致シタノハ一體誰ニ依ッテ、誰ノ
 内閣デサウ云フコトヲヤッタノデアアルカ、サ
 ウ云フヤウナコトヲ致ス人々デアアル(拍手起
 ル)ハ出來ナイト思フ、主義ニ於テ今内閣政府ガ
 出シタ所ノ案ト云フモノハ、申スマデモナ
 ク是ハ重大ノ案デアリマス、主義カラ云
 ハ極メテ重大ナル案デアアルガ、金額カラ云
 ハバ大シタ大キイモノデアハナイ、三千四百
 万圓ト云フ比較的小サイモノデアアル、十五
 億圓ト云フ輸入ニ對シテ、僅ニ三千四百
 万圓ハ金額カラ云ハ小サイ、國家天下ニ
 影響スル金額デアアルガ如ク言ハレタ者ガア
 ルガ、是ハ誤デアアルト思フ、主義ニ於テハ
 大ナルモノデアアテ、其及ボス所ノモノハ少
 カラザルモノデアアルト吾々ハ考ヘテ居ル
 (拍手起ル)ソコデ或ル論者ハ、何故内閣ガ
 行政財政整理ヲヤラナイカ、何故一掃ニ
 ヤラナイカ、先ヅ民ニ要求スルコトハ不都
 合デアルト云ハレルガ、政府ハヤルコトヲ
 既ニ言明シテ居ル、一方ニ行政整理ヲヤ
 コトヲ言明シ、吾々ハ之ヲ期待シテ居ル、ソ
 レデアアルカラ一面ニ於テハ假令一寸デモ五

分デモ、少シデモ此良イ方ニ向フ仕事ヲス
 ルノニ、吾々ハ速ニ之ヲ賛成スルノハ當然
 デアル(拍手)之ヲヤラナイカ、ヤラセテ
 イカナイト云フコトハ甚ダ之ハ當ヲ得ナイ
 モノデアアル、一步デモ半歩デモ我が帝國ノ
 財政經濟ニ付テ良イ影響ヲ與ヘルモノハ、
 吾々ハ五分デモ一寸デモ之ヲヤラレルニ吝
 カナラヌ者デアアル(拍手)ソレデ今回ノ奢侈
 ヲ禁ズル爲ニ此案ヲ出サレタコトニ付テ
 ハ、其精神ニ於テハ諸君滿場一致デ大賛成
 デアアルガ、唯其方法如何ト云フハ多
 少ノ問題デアアルヤウデアリマス、主義ニ於
 テハ皆大賛成デアアル、主義ハ吾々モ之ヲ認
 メナクテナラヌ、而シテ之ヲ少シデモ早
 ク實行ノ出來ルダケ實行セシムルト云フコ
 トハ、正ニ吾々ノ爲スベキコトデアアルト私
 ハ思フノデアアル(拍手)ソコデ之ヲ譬ヘテ言
 ハ、矢張注射療法デアアル、病人ニ對スル
 注射療法デアアル、本當ノ療法デアアリマ
 ス、是ハ私モ認メル、然ラバ本當ノ療法ヲ
 ヤッテ行ハラドウデアアルカト云フト、中々
 暇ガ掛ル、或ハ論者ノ言フ所ニ依レバ、今
 ノヤウナ精神上ニ及ボスコトハ文部省デヤ
 ハ、學校デアアル、其通りデアアル、之ニ吾々
 ハ同意スル、併ナガラ此思想ヲ文部省デヤ
 ラセ、小學校カラヤラセテ居ラ、何年掛
 ルカ、中々之ハエライ事デアアル、ソレデア
 ルカラ醫者ガヤル通り矢張或ル場合ニハ注
 射療法ヲシナクテナラヌ、食鹽水ガドレ
 ダケ、鹽水ガドレダケ、「モルヒネ」ガドレ
 ダケ、注射療法——應急手段ト云フモノハ
 極メテ必要デアアル、吾々ハ今日ノ時代ニ於
 テ、此注射療法ガ極メテ適切ナル方法デ
 アルト私ハ思フ、勿論吾々ハ万能ノモノト
 思ハナイ、是ハ其一端デアアルト思フ、此主
 義カラ云ハ根本思想、根本主義ガ大切デ
 アレド、實際カラハ一端ヲハ過ギナイ
 ケレドモ、是ハ何處マデモ吾々ハ注射療法
 トシテ、今日ノ時代ニ於テ之ヲ賛成スルコ
 トハ當然デアアル、即チ國民ヲシテ斯ノ如キ
 モノデナクテナラヌ、眞ニ勤儉尚武ノ心ニ
 ナラナクテナラヌト、形ノ上ニ於テ一ツ
 ノ「ヒント」ヲ與ヘルモノデアアルト吾々ハ信
 ジテ疑ハヌノデアアル(拍手)ソコデ今日ノ吾
 々ハ、此第一ガ是ハ總體ノ議論デアアルガ、更
 ニ吾々ハ進ンデ本案其モノニ付テ少シク批
 評ヲ致シテ見タイト思フデス、勿論只今申ス
 通り本案ノ總額ト云フモノハ三千八百四十
 万圓バカリノ輸入ニ過ギナイノデアリマス

ルガ、吾々ハ之ニ對シテ少シク見様ガ違フ
 ノデス、是ハ吾々ハ比較ノ少數ノ人ノ使フ
 所ノ、眞ノ是ハ不要ナル物デアアルト大體ニ
 於テ認メテ居ル、勿論此中ニ一種類、三種類
 ノモノニ對シテハ、吾々ニモ不滿ニ思フ所
 ノ代物モアリマス、アリマスガ大體ニ於テ
 之ヲ細カク調ベテ見ルト、大體ニ於テ或ハ
 嗜好品ト名ヲ附ケ、或ハ替澤品ト名ケ、或
 ハ何ト名ヲ附ケルニシテモ、比較的我ガ日
 本ノ人ガ使ハナクドモ行ケル代物デアアル、
 斯様ノ物ハ舶來品デ云フコトハ、比較ノ少數
 ノヲ防ガシムルニ心ナク知ラズニ使テ居
 ル人ニ對シテ、斯ノ如キ物デアアルト、其
 範ヲ示スコトニ相成ルノデアリマスルガ、
 故ニ、極メテ此案ハ私ハ見ルベキモノデア
 ルト大體ニ於テ信ジテ居ルノデアアル(拍手)
 ソコデ先刻申シテ見ナケレバナリマセヌ、何
 故ナラバ此百種種類ノモノハ、大體ニ付テ
 私ハ研究シテ見タイ所ガ、今申ス三四種類
 付テ私モ稍、不滿ニ感ズル、然ラバ之ニ修正
 ヲシナイカ、實ハ出來ルナラバ修正ヲシヤ
 ウトモ考ヘテ見タイ所ガ、ハ斯ウ云フ事ニ
 相成ル、此關稅ト云フモノハ長イ間吾々モ
 根本ノ改正ノ必要ヲ論ジ、政府モ之ヲ容レ
 テ長イ間財政經濟調査會ニ掛テ居リマス、
 財政經濟調査會ニ於テ二箇年掛テ殆ド本
 ガ出來テ居ル、其本ガ果シテ善イカ惡イカ
 ハ別問題デアアルガ、中々長ク掛タモノデア
 ル、所ガ此材料ト云フモノガ殆ド火事デ焼ケ
 テシマテ居ル、私ハ自分ガ焼ケナクッタケ
 ラ一部分ハ所有シテ居リマスガ、全部ハ所有
 シテ居ナイ、政府ニ於テモ矢張吾々ガ知ッテ
 居ル所ノ材料ノ大部分ハ焼ケテ居ル、ソコ
 デ之ヲ眞ニ修正ヲシテ其影響ガドウ行ク
 カ、研究ヲシテ見ルト或ハ七分ノ利益ハア
 テモ三分ノ害ガアル、五分ノ利益ハアッテモ
 五分ノ害ガアル、四分ノ利益ガアルテモ六分
 ノ害ガアルト云フコトガ發見サレルノデア
 リマス、ソレ故ニ吾々ハ斯ノ如キ急激ナル
 場合、大切ナル場合ニ於テ國民ニ對シテ注
 射療法ノ手段ニ依ッテ勤儉尚武ノ「ヒン
 ト」ヲ與ヘル、今日ニ於テ此三種類、四種類
 ノモノハ餘程是ハ研究ヲシナイト下手ナ修
 正ヲシナケレバナラヌノデアアル、ソコデ吾
 々ハ政府ノ意見ヲ信ジテ、之ヲスッカリ行ハ
 シテ見ル、所ガ實際行ハレテ見タイ場合ガア
 レバ、是ハ改正スルハ勿論ノ語、此趣意ニ

於テ吾々ハ之ヲ賛成シ、之ヲ實際行セシ
 ムルト云フコトハ、極メテ今日ニ於テ適切
 ナルモノデアアルト吾々ハ信ズルノデアアル
 (拍手)要スルニ私ノ見ル所ハ、或ハ日本一
 部ノ諸君ガ御覽ニナルヨリモ、我が帝國
 ノ經濟狀態ヲ遺憾ナガラ餘程惡ク見テ居
 ル、餘程惡ク見テ居ル、ソコデ此場合ドウ
 シテモ吾々ハ一大決心ヲ以テ、政府ハ警鐘ヲ
 國民ニ對シテ打シ、又自らモ儉約ヲシテ
 政府モ亦行政財政ノ根本整理ヲ進メナケレ
 バナラヌ、之ヲ吾々ハ出來ルダケ援ケテヤ
 ルニアラズ、我が日本帝國現在ノ經濟
 狀態ヲ救フコトハ出來ナイ、此見地ノ上カ
 ラシテ、吾々ハ區々タル感情、區々タル問
 題ハソッチニ措イテ、何處マデモ之ヲ政府ヲ
 シテ國民ニヤラシメタイ(拍手)語ラナイ、
 寔ニ些米ニ涉ル所ノモノニ對シ非難ヲシ
 テ、而シテ折角進メタイト云フモノニ對シ
 テ、國民ニ一種ノ惡シキ影響ヲ與ヘルコト
 ハ吾々ハ好マナイノデアアル(拍手)此根本ノ
 主義ニ依リマシテ、吾々ハ本案ニ賛成スル
 者デアアル、同時ニ山本君ノ動議ヲ賛成スル
 是ト同時ニ内閣諸公ニ向ヒマシテモ、一大
 決心、一大根本ノ組立ニ依ッテ大改革ヲサ
 レ、自らモ何處マデモ之ニ向ッテ行カ
 レルコトヲ此席ヨリ熱心ニ希望シテ置ク所
 ノ者デアリマス(拍手起ル)

○議長(稻谷義三君) 松田源治君ヨリ議事
 進行ニ關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、
 之ヲ許シマス

○松田源治君 此重要ナル案ヲ討議スルニ
 際シテ、内閣總理大臣ノ出席ノナイト云フ
 コトハ遺憾デアリマスカラ、直ニ當議場ニ
 出席アラント云フヲ求メマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(稻谷義三君) 直ニ通ジマス、是ニ
 テ討論ハ終結致シマスシテ、採決ヲ致シマス、
 採決ノ方法ニ付キマシテ上榎安太郎君外
 名ヨリ成規ノ賛成ヲ以テ、本案ノ第二讀會
 ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ記名投票ヲ以テシ
 イト云フヲ要求ガアリマス、仍テ是ヨリ記名
 投票ヲ行ヒマス

〔無用ト呼フ者アリ〕

○議長(稻谷義三君) 本案ノ第二讀會ヲ開
 クニ贊成ノ諸君ハ白票デアリマス、反對諸
 君ハ青票デアリマス、是ヨリ記名投票ヲ行
 ヒマス——閉鎖

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(稻谷義三君) 投票漏ハアリマセヌ

カ—投票漏ナシト認メマス、投票函閉鎖
開匣—開鎖

○議長(粕谷義三君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告シマス

○議長(粕谷義三君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告シマス

投票總數 三百三十八
可トスル者 白票 二百四十五
〔拍手起ル〕

否トスル者 青票 九十三
○議長(粕谷義三君) 只今ノ結果ニ依リマシテ本案ハ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
〔拍手起ル〕

〔參照〕
第二讀會ヲ開クヘシトスル議員ノ氏名左ノ如シ

- 一柳仲次郎君 井本 常作君
- 石川安次郎君 石塚 三郎君
- 石黒大次郎君 飯塚春太郎君
- 原 脩次郎君 服部 英明君
- 早速 整爾君 濱口 雄幸君
- 西 英太郎君 戸田 由美君
- 戸澤民十郎君 大里廣次郎君
- 大島 要三君 太田信治郎君
- 小野 重行君 岡本實太郎君
- 岡部 次郎君 川崎安之助君
- 片岡 直温君 河波荒次郎君
- 川崎 克君 加藤 鯛一君
- 加藤政之助君 加藤 十四郎君
- 加藤 六藏君 神谷 彌平君
- 金田平兵衛君 横山 勝太郎君
- 神部 爲藏君 横山 一格君
- 横山金太郎君 吉原 義雄君
- 吉田 磯吉君 頼母 木柱吉君
- 武内 作平君 武富 濟君
- 田中 萬逸君 田中 武雄君
- 田中 善立君 谷口源三郎君
- 俵 孫一君 永田善三郎君
- 永井柳太郎君 中原徳太郎君
- 中野 寅吉君 中野 正剛君
- 中野 實吉君 村上 國吉君
- 村山喜一郎君 生方 大吉君
- 内ヶ崎作三郎君 野村 嘉六君
- 黒田重兵衛君 栗延敬太郎君
- 工藤 鐵男君 八並 武治君
- 山宮 藤吉君 山根 儀重君
- 山田 又司君 山田 助作君
- 山田 道兄君 山本 勝次君

- 松井 郡治君 松田 三徳君
- 丸山 五郎君 町田 忠治君
- 古屋 慶隆君 降旗元太郎君
- 藤澤義之輔君 藤井 敬慎君
- 小島 謙吉君 小泉 又次郎君
- 小島 謙吉君 小山 仁郎君
- 小西 和君 河野 曉君
- 木槍三四郎君 寺島 權藏君
- 紺野九右衛門君 浅賀長兵衛君
- 手代木隆吉君 青木知四郎君
- 浅井 浩君 荒川 五郎君
- 荒井 建三君 佐藤 耕逸君
- 荒達 謙藏君 佐藤 三郎君
- 佐藤 實君 齊藤 仁太郎君
- 齊藤 隆夫君 由谷 義治君
- 齊藤 金吾君 三橋 四郎君
- 三木 武吉君 箕浦 勝人君
- 三好榮次郎君 清水留三郎君
- 下元彪之助君 鹽田 團平君
- 信太儀右衛門君 廣瀬 徳藏君
- 重松 重治君 平川松太郎君
- 平沼 亮三君 樋口 秀雄君
- 平野 光雄君 森田 茂君
- 比佐 昌平君 鈴木富士茂君
- 關矢 孫一君 菅村 太事君
- 菅原 英伍君 岩崎 三郎君
- 磯部 向君 石井 三郎君
- 飯村 謙吾君 井上敬之助君
- 八田 宗吉君 泰 豊助君
- 西方 利馬君 堀切善兵衛君
- 大竹 定治君 長田 桃藏君
- 若尾幾太郎君 渡邊 伍君
- 渡邊 祐策君 加藤 知正君
- 兼松寅太郎君 筭原 忠造君
- 河上 哲太郎君 横田千之助君
- 吉田 眞策君 竹原 樸一君
- 吉内友治郎君 田邊 七六君
- 高井 商二君 高山 長幸君
- 高橋 熊次郎君 土屋清三郎君
- 中島 守利君 中村 巍君
- 中村 清造君 内田 信也君
- 内野辰次郎君 野田 卯太郎君
- 野田 俊作君 來栖 七郎君
- 熊谷 鐵君 黒住 成章君
- 矢野 鈔吉君 山本 太郎君
- 山口 義一君 山口 恒太郎君
- 山内 範造君 山下 谷次君

- 松本 眞平君 松山常次郎君
- 二本 洵君 藤田 包助君
- 藤澤萬九郎君 古川 清君
- 木暮 正一君 小久保喜七君
- 青木 精一君 青柳郁次郎君
- 赤間喜之吉君 東 武君
- 佐々木文一君 佐々木春作君
- 佐々木長治君 坂井 大輔君
- 宮本 逸三君 志賀和多利君
- 宮本 哲君 瀨沼伊兵衛君
- 嶋田 隆君 菅原 健君
- 板野 友造君 大養 毅君
- 馬場 義典君 濱田 國松君
- 西村丹治郎君 星島 二郎君
- 富永孝太郎君 土井 權大君
- 土居 通憲君 高島 喜六君
- 高草美代藏君 植原悦二郎君
- 田崎 信藏君 秋田 清君
- 山本 芳治君 湯淺 凡平君
- 齋藤 三郎君 砂田 重政君
- 關 直彦君 磯部 保次君
- 今里準太郎君 坂東幸太郎君
- 石坂 豊一君 岡田 忠成君
- 西岡竹次郎君 岡田 義彦君
- 堀田義次郎君 小川 郷太郎君
- 岡野 温君 小川 小四郎君
- 小野 義一君 奥野 小四郎君
- 若宮 貞夫君 若尾 璋八君
- 高鳥 順作君 高木 音藏君
- 堤 清六君 長岡 外史君
- 永田新之允君 武藤 嘉門君
- 浦山助太郎君 畔田 明君
- 山口 左一君 山口 政三君
- 山本 慎平君 松山 兼三郎君
- 小屋 光雄君 兒玉 右二君
- 手塚 正次君 秋田寅之介君
- 齋藤藤四郎君 佐藤 潤象君
- 宮島幹之助君 杉 宜陳君
- 高木益太郎君 港増 庸一君
- 中野益之助君 深井 功君
- 菊池謙二郎君 安藤 正純君
- 第二讀會ヲ開クヘカラストスル議員ノ氏名左ノ如シ
- 井坂 豊光君 井上 虎治君
- 池田 泰親君 岩切 重雄君
- 禱 苗代君 原山 十郎君
- 原 夫次郎君 原田 精藏君
- 濱口吉兵衛君 濱田 廉平君
- 本多貞次郎君 星 廉平君

- 富田 愿之助君 床次竹二郎君
- 東郷 實君 陣 軍吉君
- 沼田嘉一郎君 折原巳一郎君
- 小島 善作君 大園榮三郎君
- 大崎 唯男君 川原 茂輔君
- 河崎 清君 加藤 五郎君
- 倉田 秀雄君 金光 庸夫君
- 神村 吉郎君 米原於菟男君
- 吉植庄一郎君 吉木 陽君
- 吉松 忠敬君 高木第四郎君
- 高見 通君 丹下茂十郎君
- 中村隆三君 谷原 公君
- 筒井民次郎君 津崎 尚武君
- 中村四郎兵衛君 中山 貞雄君
- 中村 嘉壽君 永井 作次君
- 長峰 與一君 向井 俊雄君
- 成田 榮信君 則元 由唐君
- 浦野 謙朗君 工藤十三雄君
- 野村治三郎君 藏園三四郎君
- 熊谷五右衛門君 前田房之助君
- 八木 逸郎君 牧山 耕藏君
- 前田 兼實君 松田 源治君
- 牧野 良三君 小泉 辰之助君
- 麓 純藏君 寺田 市正君
- 小橋 一太郎君 青山 憲三君
- 安保 庸三君 吉良 元夫君
- 榊田清兵衛君 宜保 成晴君
- 木下謙次郎君 志波安太郎君
- 岸本 賀昌君 志波安太郎君
- 三輪市太郎君 清水市太郎君
- 志波安太郎君 廣岡守一郎君
- 東 幸治君 森 肇君
- 森 肇君 元田 政義君
- 鷲野米太郎君 河崎助太郎君
- 田中 讓君 武藤 山治君
- 前野 芳造君 小林 彌七君
- 猪野毛利榮君 川口 義久君
- 堤 康次郎君 福田 五郎君
- 安藤 正純君

○議長(粕谷義三君) 此際先刻議長ノ手許ニ保留致シテ置キマシタ、山本太郎君ヨリ御提出ニナリマシタ決議案ヲ議題ト致シタイト思ヒマス、御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス—山本太郎君、更ニ動議ノ趣旨ヲ御

奢修稅案ヲ提出スルコトガアリマス、如何デアリマス、此點ニ付キマシテ昨日ノ委員會ニ於テ二三質問ヲセラレタ御方カアツタノデアリマス、然ル所大阪朝日新聞ノ記事ヲ昨晩見マス所ニ依ルト、既ニ農商務省ニ於キマシテハ、本法ガ施行セラレタ後第二ニ段ト致シマシ、内國奢修稅案ヲ提出スルコトニ付テ既ニ農商務省ニ於テハ、商務局及工務局ニ於キマシテ寄リ々々協議中デアルノミナラズ、此臨時議會ガ終了致シマシタ後ニ於キマシテ、通常議會ニ奢修稅案ヲ提出スル運ビニナラセテ居ルコト云フ記事ガアルノデアリマス、此記事ヲ考ヘマスト、大藏大臣ノ昨日ノ御答辯ト甚ダ懸隔ガアルノデ、本員ハ之ニ付テ疑フ挾ムモノデアリマス、此點ニ付キマシテ明確ナル御答辯ヲ望ミマス、濱口國務大臣、私國務大臣トシテ御答辯シマス、左様ナ事ハ斷ジテアリマセス、若シ内國消費稅ヲ課スルト云フ議立案スベキモノデアリマス、農商務省ニ於テヤルベキモノデアリマセヌ、又農商務省ノ政府委員ニ聽イテ見マシタ所ガ左様ナ事ハ少シモ無イト云フコトデ、斷ジテ左様ニ御答辯シマス、此質問ノ點、大藏大臣ガ數回ノ質問應答ニ於テ、此關稅政策ニ依テ之ヲ實行シタ後ニ、内國ノ製出ニ向テ奢修稅案ヲ出ス意思ガアルト云フコトヲ一言デモ言フナラバ、何人カ二度モ三度モ同ジ質問ヲシマスガ、各委員ガ幾度モ此點ニ付テ突イケレドモ答辯ヲ與ヘナイノデアリマス、是ガ即チ山本君ニ於テ此決議案ヲ出シタ所以デアリマス、政府ガ明ニ之ト同ジ事ヲ答辯シテ居ルナラバ、何ノ必要アツテ議會ノ決議トシテ、左様ナ場合ニハ政府ハ宜シク此内國消費稅ヲ出スト云フコトヲ言フ必要ガ何所ニアルカ、是ニ於テ只今ノ答辯ハ、吾々ガ數回ニ互テ質問ヲシタ時ニデモ此答ヲ與ヘテ居リマセヌ、私ガ幾度モ此點ニ付テ當局大臣ニ御答ヲ要求シタノデアリマス、斯ノ如クシタナラバ、(發言者多シ)

デアリマス、吾々ハ此提案ノ趣意ニ付テハ、或程度マデハ頗ル道理アル提案デアルト考ヘテ居ルノデアル、政府ハ獨リ海外ヨリ輸入スル所ノ物ノ關稅ヲ課シテ、國民ノ一部、即チ或意味ニ於テ「ハイカラ」征伐ダケスルモノトナラセ、全國多數ノ消費者ト云フコトニ於テハ、車ノ半分ヲ以テ荷物ヲ送ラントスルト同様デアツテ、到底斯ノ如キ片輪ノ車ヲ以テ、勤儉貯蓄ノ「ヒント」ヲ國民ニ與ヘルト云フコトノ大目的ヲ貫クコトハ出來ナイト思ヒマス、故ニ山本君ノ此決議案ト云フモノハ、或意味ニ於テハ政府ノ此不用意ニ向テ、重大ナル警告ヲ與ヘテ居ルモノデアルト吾々ハ認メテ居ル、只此決議案ニ於テ惜ム所ノモノハ、何故ニ山本君ハ斷々乎トシテ此法案ニ向テ大ナル加除修正ヲ加ヘナクシタカト云フアル、自分ノ持テ居ル權能ヲ以テ其與黨ノ内閣ヲシテ過チナカラシムル爲ニ、斷々乎トシテ議院ノ權能ニ依テ修正スベキハ修正シ、加除スベキハ加除シ、以テ完璧ナラシムル責任ガアル之ヲ爲サズシテ、斯様ナル不徹底ニシテ而モ提案ノ理由ヲ十分ニ説明スルコトスラモ避ケナクシテラナラヌト云フルトニ至ラハ、吾々ハ甚ダ此態度ニ向テ遺憾ヲ禁ジ能ハナイノデアリマス(拍手)此問題ハ國民ノ紀愛ヲ懷ク所ノ問題デアルノミナラズ、諸外國ニ於テモ此法案ガ如何ニ通過スルコト云フコトハ、輸出國ナッテ居ル所ノモノハ多クノ注意ヲ拂テ居ル、對外的ノ問題デアリマス、此問題ヲ決スルニ當テハ御互ハ最も冷靜ニ、最も公平ニ是ヲ是トシ非ヲ正シテ以テ眞ノ目的ニ進マナケレバナラヌト思フノデアリマス、先刻大口君ハ大體ノ趣意ハ賛成デアルガ、細目ニ異論ガアルサウデアアルガ、此山本君ノ決議案ニ賛成ノモノデアアルト云フハ、而シテ熱心ニ此政府ヲ鞭撻シ、諸君若モ(發言者)者アリ(質問)デアリマセヌ、質問ハ終テ吾々ハ此問題ニ對シテ反對演說ヲシテ居ルノデアリマス、此決議案ニ對スル反對ノ演說デアリマス、吾々ハ斯ノ如キ問題ニ對シテ決然ト勤儉貯蓄ノ趣意ガ宜イカラ賛成スルト云フガ如キコトヲ、老練ニシテ贊成スルト云フトシテハ甚ダ惜ムベキ言論ト思ヒマス、此題目ハ勤儉貯蓄ノ獎勵ヲ國民ニスルノデアル、奢修ノ弊ヲ矯メントスルト云フ抽象

的ノ大々的宣言デアリマス、内容ハ外國ヨリ輸入スル品物ニ付テ重稅ヲ一々掛ケテ行クノデアル、即チ數字ノ問題、實際ノ問題デアル、此實際ノ問題ニ付テ例ハ原料ニ課稅スル爲ニ輸出増加ノ功ダレ、或ハ又生活ノ必需品ニ向テ、稅ヲ課セルト云フ嫌ガアル斯様ナル問題ヲ正サズシテ、單ニ勤儉貯蓄ヲヤレバ、此内容ノ何タルヲ問ハズ漫然トシテ賛成セントスルノハ、本當ニ賛成スルニ非ズシテ、斯ノ如キ賛成ハ政府ニ取テモ大ニ是ハ御用心シナケレバナラヌト思フノデアリマス(拍手)吾々ハ此問題ニ對シテ政友會ノ諸君ガ今一段ノ奮發ヲ切ニ望シテ政友會ノ平和ナラシムル所ノ本案ニ對シテ、特ニ議事ヲ滑ニ進メルガ爲メト云フ前提ノ下ニ於テ休憩ヲ宣シテ、而シテモハ極メテ漠然タル能ハザルヤウナ態度ヲ以テ、提案セラレタニ至ラハ誠ニ國家ノ爲ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス(拍手起ル)濱口大藏大臣ガ數回宣明シタ通り、流石ニ減稅論ヲ以テ是マデ終始シ來テ、手形ヲ毎年度何ニ互テ澆滅シテ來テ、現内閣ガ減稅ニ付テ何等少シモ考慮セズ、總理大臣モ之ヲ明言シ、大藏大臣モ之ヲ明言シテ、而シテ内地ノ消費稅ノ案ヲ提ゲテ次ノ議會ニ臨ムト云フコトデアリナラバ、ソレコソ國民ヨリ包圍攻撃ヲ受ケル虞ガアルガ故ニ、大藏大臣トシテハ日本デドウシテモ内地生産ニ向テ稅ヲ掛ケナケレバ、車ノ兩輪ニナラナイ、鳥ノ兩翼ニナラナイデ本案ハ到底用ヲ爲サヌト云フコトヲ知リツ、モ之ヲ聲明スルノ勇氣ガ無イト云フコトハ、聊方同情ニ値スルノデアリマス、併ナガラ今ヤ茲ニ國務ヲ整理スルニ當テ、何モ遠慮ハ要ラヌ何故ニ斷々乎トシテイケナイナライケナイト仰シテ修正案ヲ提出シナラニ此惡イ所ヲ指摘シテ修正案ヲ出シナラニ此問題アルカ、斯様ナル曖昧模稜ノ間ニ此問題ヲ葬テ、而シテ議院ノ權能ヲ自ら輕ンジ法律案ヲ決メルニ於テ細目ノ如キハ政府ガ他日直シテ宜カラウト云フガ如キ、何タル無責任ノ事デアレカ(ヒヤ)「拍手起ル」吾々ハ責任ガ善クレバ何デ賛成スルト云フヤウナ時代錯誤ノ議論ニハ反對セザルヲ得ヌノデアリマス、政治ハ具體的ノモノデアリ、而モ斯ノ如キ案ハ數字ノ問題デアリ

マス、一點一畫タリト雖モ姑息ヲ許サヌノデアル、所謂三派聯合内閣ノ如キ漠然ト主義モ主張モ構ハズシテ、漠然トシテ聯合内閣ヲ造ルヤウナ時代錯誤ニ對シテモ、吾々ハ反對ヲシナケレバナラヌ、本業ハ意氣甚ダ不徹底ニシテ、而モ議院ノ權能ヲ自ら輕ラナイト云フテ居ルモノヲ、斯様ナ曖昧ナ事ヲ以テ單ニ天下ヲ欺瞞セントスル虞ガアルガ故ニ、吾々ハ斷然トシテ此決議案ニ反對ノ意思ヲ表スル者デアリマス(拍手起ル)

○作問 耕逸君 此所ニ質疑打切、並ニ討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

〔贊成〕贊成ト呼フ者アリ、拍手起ル

○議長(粕谷義三君) 作問君、質疑打切並ニ討論終結ト云フノデスカ

○作問 耕逸君 左様デス

〔田淵豐吉君 通告ヲシテアリマス〕ト呼ブ

○議長(粕谷義三君) 通告ガアリマシテモ、既ニ質疑打切ノ動議ガ出マシタ以上ハ已ムヲ得マセヌ

〔橫暴ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシ

○議長(粕谷義三君) 採決ヲ致シマス、作問君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○議長(粕谷義三君) 多數デアリマス

〔議長々々〕異議ガアリマス、今ノ採決ニ異議ガアリマス、異議ガアリマス

〔異議アリ〕異議アリト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 異議ノ申立ニ定規ノ賛成ガアリマスカ

〔異議ガアリマス〕ト呼フ者アリ議場騷然)

○議長(粕谷義三君) 異議ガアリマスナラバ反對表決ヲ採リマス、御起立ヲ願ヒマス、異議ノ申立ニ贊成シテ居ル方ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○議長(粕谷義三君) 少數デアリマス

〔少數々々〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 此場合決議案ニ付テ採決ヲ致シマス、決議案ニ贊成ノ諸君ノ起

立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

〔少數々々〕「大多數」ト呼フ者アリ拍手起ル

○議長(粕谷義三君) 起立多數

〔異議アリ異議アリ〕「異議アリ」ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 異議ガアリマスカナラバ決議案ニ反對ノ諸君ノ起立ヲ望ミマス

〔反對者 起立〕

○議長(粕谷義三君) 少數

〔異議アリ〕「異議アリ異議ガアル記名投票ヲナサイ先例ガアリマス」ト呼フ者アリ、議場騒然

○議長(粕谷義三君) 異議ノ申立ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○議長(粕谷義三君) 少數、諸君只今ノ

〔異議アリ〕「異議アリ」ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 只今ノ——暫ク靜肅ニ只今……

〔議長々々〕ト呼フ者アリ議場騒然

○議長(粕谷義三君) 暫ク御聴キナサイ、只今ノ——只今ノ採決ニ對シテ異議ガアリマス以上ハ已ムヲ得ズ記名投票ヲ以テ採決ヲ致シマス

〔議長公平〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス、採決ニ付テ一言致シテ置キマス——靜ニ御聴キ下サイ、決議案ニ賛成ノ諸君ハ白票反對ノ諸君ハ青票デアリマス、是ヨリ記名投票ヲ行ヒマス——閉鎖——氏名點呼ヲ行ヒマス

〔原田書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(粕谷義三君) 尙ホ議長ノ宣告ガ徹底シナクハ云フ御注意デアリマスカラ、重ネテ茲ニ宣告ヲ致シマス、即チ此案ニ賛成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ト云フデアリマス

〔此案ト云フノハ何デアリマスカ〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 決議案デアリマス、決議案ニ對シテ……

〔議長ノ宣告ガ徹底致シテ居リマセヌ〕「異議ガアリマス」ト投票ハヤリ直シ「先例ガアリマス」ト呼フ者アリ其

他發言スル者多シ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス、先例ハアリマセヌ、只今ノ投票ヲ……

〔今迄ノ投票ヲドウスルノダ〕ト呼フ者アリ議場騒然

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 勝手ニ發言ナサルカラ議長ノ宣告ガ徹底シマセヌ、今マデニ投票ヲ御入レニナッタ方ガアリマス、諸君ハ議長ノ宣告ヲ御諒解ニナッタモノト思ヒマス、投票ヲ繼續シマス

〔原田書記官氏名點呼ヲ繼續ス〕

○議長(粕谷義三君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ナシト認メマス——投票閉鎖——開匣——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○議長(粕谷義三君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ御報告致シマス

〔中村書記官朗讀〕

投票總數 三百十八

可トスル者 白票 百九十八

否トスル者 青票 百二十

投票總數 三百十八

可トスル者 白票 百九十八

否トスル者 青票 百二十

〔拍手起ル〕

○議長(粕谷義三君) 投票ノ結果ニ依リテ決議案ハ可決サレマシタ(拍手)

決議案ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

- 一柳仲次郎君 井本 常作君
- 石川大次郎君 石塚 三郎君
- 石原大次郎君 飯塚春太郎君
- 早速 整爾君 服部 英明君
- 原 脩次郎君 西 英太郎君
- 戶田 由美君 戶澤民十郎君
- 大里廣次郎君 大島 要三君
- 太田信治郎君 小野 重行君
- 岡本實太郎君 岡部 次郎君
- 奥村 千藏君 川崎安之助君
- 河波荒次郎君 加藤政之助君
- 加藤 鯛一君 加藤 六藏君
- 金田平四郎君 金澤安之助君
- 神部 爲藏君 神谷 彌平君
- 横山金太郎君 横山藤太郎君
- 吉原 義雄君 横山 一格君
- 頼母木桂吉君 吉田 磯吉君
- 武内 作平君

- 武富 濟君 田中 善立君
- 田中 善立君 谷口源十郎君
- 儀 孫一君 永田善三郎君
- 中原正太郎君 中野 寅吉君
- 中野 正太郎君 中野 實君
- 村上 國吉君 村山喜一郎君
- 生方 大吉君 内ヶ崎作三郎君
- 野村 嘉六君 黒田重兵衛君
- 栗延敬太郎君 工藤 鐵男君
- 八並 武治君 山宮 藤吉君
- 山折 儀重君 山田 道司君
- 山田 助作君 山田 又右君
- 山本 勝次君 松井 郡治君
- 丸山 五郎君 町田 忠治君
- 古屋 慶隆君 藤澤幾之輔君
- 藤井 敬愷君 小島 護作君
- 小島 七郎君 小泉又次郎君
- 小寺 謙吉君 小山 松壽君
- 河野 仁郎君 木村三四郎君
- 寺島 權藏君 紺野九右衛門君
- 淺賀長兵衛君 手代木隆吉君
- 青木知四郎君 荒川 浩君
- 荒川 五郎君 淺川 健三君
- 佐藤 耕逸君 安達 謙藏君
- 佐藤球三郎君 齋藤 實君
- 齋藤仁太郎君 齋藤 隆夫君
- 由谷 義治君 齋藤 金吾君
- 三橋四郎次君 三木 武吉君
- 箕浦 勝人君 三好榮次郎君
- 清水留三郎君 下元鹿之助君
- 廣瀬 國平君 信太儀右衛門君
- 平川松太郎君 重松 重治君
- 樋口 秀雄君 平沼 亮三君
- 關矢 孫一君 比佐 昌平君
- 菅村 太事君 鈴木富士彌君
- 石崎 勳君 磯部 尚君
- 石井 三郎君 今井 謹吾君
- 飯村 五郎君 井上敬之助君
- 八田 宗吉君 秦 豐助君
- 西方 利馬君 堀切善兵衛君
- 岡田 邦輔君 長田 桃藏君
- 若尾 祐太郎君 渡邊 平吉君
- 兼松寅太郎君 加藤 知正君
- 河上 哲太郎君 横田千之助君
- 吉田 眞策君 竹原 樸一君

- 竹内友治郎君 田邊 七六君
- 高井 商二君 高山 長幸君
- 高橋龍太郎君 中村 清三郎君
- 中村 龍君 中野 清造君
- 内田 信也君 内野 辰次郎君
- 野田卯太郎君 野田 俊作君
- 來栖 七郎君 熊谷 直太郎君
- 黒住 成章君 山本榮太郎君
- 山口 義一君 山口恒太郎君
- 山内 範造君 松本 眞平君
- 松山常次郎君 二本 洵君
- 藤田胸太郎君 藤田 包助君
- 古川 清君 木暮 正一君
- 小久保喜七君 青木 精一君
- 青柳郁次郎君 赤間嘉之吉君
- 東 武君 佐々木文一君
- 佐々木春作君 佐々木長治君
- 坂井 大輔君 宮本 逸三君
- 志賀和多利君 鈴木 隆君
- 瀨沼伊兵衛君 板野 友造君
- 菅原 傳君 馬場 義興君
- 犬養 毅君 土井 權大君
- 西村丹治郎君 土井 喜六君
- 富永孝太郎君 大口 信藏君
- 土居 通憲君 山崎 芳治君
- 高島 兵吉君 植原悦三郎君
- 齊藤眞三郎君 湯淺 凡平君
- 石坂 政二君 石坂 政二君
- 山口 五郎君 福田 深井 功君
- 井坂 豐光君 井上 虎治君
- 池田 泰親君 岩切 重雄君
- 鳩山 一郎君 原 夫次郎君
- 原田 十衛君 濱口吉兵衛君
- 濱田 精藏君 本多貞次郎君
- 星 廉平君 富田應之助君
- 床次竹二郎君 東郷 實君
- 陣 軍吉君 沼田嘉一郎君
- 折原巳一郎君 小島 善作君
- 大園榮三郎君 河崎 唯男君
- 川原 茂輔君 兼田 清君
- 加藤藤五郎君 神村 吉郎君
- 金光 庸大君 吉植庄一郎君
- 米原於菟男君 吉松 忠敬君
- 吉木 陽君 高見 之通君
- 高木第四郎君

- 丹下茂十郎君 田中 隆三君
- 谷原 公君 筒井民次郎君
- 津崎 尚武君 中村四郎兵衛君
- 中村啓次郎君 中村 嘉壽君
- 長峰 與一君 中山 貞雄君
- 成田 謙信君 永井 作次君
- 浦野 榮信君 則元 倭雄君
- 野村治三郎君 工藤十三雄君
- 熊谷五右衛門君 藏園三四郎君
- 八木 逸郎君 前田房之助君
- 前田 兼實君 松山 耕藏君
- 牧野 純義君 松田 源治君
- 麓 一太君 小泉辰之助君
- 安保 唐三君 寺田 市正君
- 櫻内 幸雄君 榊田清兵衛君
- 佐藤 重遠君 吉良 元夫君
- 岸本 賀昌君 宮保 成晴君
- 三輪市太郎君 宮崎友太郎君
- 志波安一郎君 志村清右衛門君
- 清水市太郎君 清水 長郷君
- 廣岡宇一郎君 平田民之助君
- 東 幸治君 森田 政義君
- 元田 肇君 今里準太郎君
- 磯田 保次君 坂東幸太郎君
- 西岡竹次郎君 本田 義成君
- 堀田義次郎君 岡田 忠彦君
- 岡田 温君 小川郷太郎君
- 與野小四郎君 若宮 貞夫君
- 若尾 璋八君 高島 順作君
- 高木 音藏君 堤 清六君
- 長岡 外史君 永田新之允君
- 浦山助太郎君 畔田 明君
- 山口 左一君 山本 慎平君
- 小屋 光雄君 兒玉 右二君
- 手塚 正次君 秋田寅之介君
- 齋藤藤四郎君 佐藤 潤象君
- 宮島幹之助君 杉 宣陳君
- 鷺野米太郎君 河崎助太郎君
- 田中 謙君 武藤 山治君
- 前野 芳造君 小林 彌七君
- 猪野毛利榮君 川口 義久君
- 安藤 正純君 菊池謙二郎君

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ
議題ト致シマス

替澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案 第二讀會

○議長(粕谷義三君) 浦山助太郎君、及前
野芳造君ヨリ定規ノ賛成ヲ得テ修正案ヲ提
出サレテ居リマスカラ、順次其趣旨辯明ヲ
許シマス。浦山助太郎君

〔議長、總理ハドウシタ〕ト呼ビ又「出
席シテ居ルデハナイカ」ト呼フ者アリ、
(笑聲起ル)

○浦山助太郎君登壇

浦山助太郎君 諸君、私ハ一ツノ修正案
ヲ提出致シマス、此提出ノ條項ヲ朗讀致シ
マス此本案ニ但書ヲ加ヘマス、但シ工業用
及學術用ノ必要品ニシテ是ガ代用品ナキカ
又ハ代用品ヲ用フルコトヲ不利ト認ムル物
品ハ此限レバマシラス、此但書ヲ加ヘマスル
由ヲ聊カ述ベマシテ諸君ノ賛成ヲ求メマセ
ウ本案ハ嘗テ提出セラレマシタ大藏大臣ノ
辯明ニハ、固ヨリ保護政策ノ下ニ之ヲ出ス
ノデハナイ、即チ消費節約、勤儉力行ノ爲
ニ制定セントスル所ノモノデアリト云フコ
トノ御明言デアアル、然ラバ之ヲ單リ外國輸
入品ノミニ限ルト云フコトハ徹底セシメテ
アラウ、即チ内地ノ消費税ヲ高メナケレバ徹
底セヌノデゴザイマセウ、併ナガラ諸君、此
消費税ヲ高メルト云フコトハ、半年ナリ一
年ノ後ニ於テ徐クニ其實況ヲ見タ上ニ、其
實際ヲヤラウト云フノデアアル、御方デア
ルモノ常ニ尊敬ヲ拂フテ居ル所ノ御方デア
ルモノ賢明ナル所ノ大藏大臣デアアル、而シテ
此内地ノ替澤品ノ消費税ヲ直ニ實行シ得ラ
レナイト云フコトノ理由ハ、甚ダ御不似合
ト謂ハナケレバナラヌト思フノデアアル、併
シ私ハ此議場ノ大勢ヲ視マストレバ、モウ政
府提出案ハ通過シテ行クモノト認メナケレ
バナリマセウ、是ニ於テカ我輩ノ提出致シ
マシタ此修正案ヲ能ク玩味セラレテ、我輩
ノ此修正ニ賛成ヲ求メタイノデアアル、ソレ
ハ此別表ノ中ニ於テ替澤品ト云ヒナガラ、
工業用學術用ノ最モ必要缺クベカラザル所
ノ品、澤山工業ナリ學術ナリニ缺クモカラザ
ル品ニ對シテモ、替澤品ト云フ名目ノ下ニ
一律ニ重税ヲ課セントスルト云フコトハ、

我國ノ工業、我國ノ學術ノ進歩ヲ阻止スル
モノデアラウト思フノデアアル、然ラバ此除
外例ヲ設ケテ工業家學術家ヲ保護スルト云
フコトハ、諸君ノ最モ努メテ之ヲ行ハナケ
レバナラヌモノト思フノデアアル、然レニモ
拘ラズ唯單ニ此案ノ下ニ於テ、ソレ等ニ對
シテモ尚且ツ割ノ重税ヲ課セナケレバナ
ラスト云フ理由ハ何所ニアル、仍テ我輩ハ
此法律ヲ可決セラレマス同時ニ、此但書
ヲ以テ工業家學術家ノ爲ニ、是等ノ必要品
ニ對シテ此除外例ヲ設ケラレンコトヲ望ム
ノデゴザイマス、何卒諸君賛成アツテ、此案
ノ通過アラント云フコトヲ偏ニ御願致シマス(拍
手)

○議長(粕谷義三君) 前野芳造君
(前野芳造君登壇)

前野芳造君 本案ニ付キマシテハ、既ニ
山本君ノ動議ガ成立致シマシテ、之ニ依
テ政府ハ將來此實施ノ上ニ於テ、政府ノ豫期
ニ裏切ルコトガアルナラバ改メル
カ、或ハ追補スベキ事ガアルナラバ之ヲ追
補致ストカ云フコトニ相成ルコト、ナ
居リマス、故ニ私共ガ茲ニ修正案ヲ提出致
シマシテモ、或ハ諸君ノ御賛同ヲ難儀イカ
トモ懸念ヲ致シテ居ルノデアリマス、併ナ
ガラ先キノ動議ニシテ可ナリトスルガ故
ニ、必ズシモ後ノ動議ガ否ナリト云フコト
ハナイノデアアル、隨テ私ハ茲ニ修正意見ヲ
提出スル譯デアリマス、私ノ修正ノ要旨ハ
内國製品ノ原料トナツテ居リマシテ、現ニ其
原料ガ奢侈ト云フ位置ヲ脱シテ、全ク必要
ノ程度ニナツテ居リマス上ニ、更ニ是ガ製
品トナツテ、獨リ本邦人ノ需要ニ供スルノミ
ナラズ、外國へ輸出ヲ致シテ居ル物ガアル
ト云フ、此二ツノ條ニ依テ修正ヲ欲スル譯
デアリマス、其修正ヲ茲ニ更メテ申上ゲマ
スト、別表ノ第三十六ノ「コー」砂糖ヲ
加ヘザルモノ、次ノ九十五ノ植物性ノ揮發
油ノモノハ正ニ私共ガ只今申上ゲマス此三
キ條件ニ於テ、本案ヨリ削除スルベキ性質
ノモノト信ジテ居ルノデアリマス、簡單ニ
其實狀ヲ申上ゲマスレバ(簡單々々)ト呼
フ者アリ、此「コー」ニ付テハ、諸君モ御
承知ノ如ク現ニ汎ク行ハレテ居リマス所ノ
「チヨコレート」トカ乳果トカ云フモノ、
菓子ノ材料トシテ極メテ必要ノモノトナ
テ居リマス、是ハ決シテ必要以外ノ單ナル
嗜好ト云フコトニ依テ奢侈品ト看做スコ

トハ出來ナイノデアリマス、次ニ植物性ノ
揮發油、其芳香性ナルモノハ、芳香性ナル
ガ故ニ必要デナイト云フコトニ考ヘルナラ
バ、大ナル誤デアアルノデアリマス、之ヲ實
例ニ見マスレバ、現ニ我國ニ於テ造ツテ居
マス所ノ石鹼ノ如キハ、其材料ハ牛蠟ト云
ヒ、或ハ椰子油ト云ヒ、是等品物ハ何レモ
若干吾々ノ忌ムベキ所ノ臭ヲ持テ居ルモノ
デアリマス、若シ是等ノ材料ノミヲ以テ製
造ヲ致シマスナラバ、必ズ吾々ハ之ヲ嫌ハ
ナケレバナラヌ又惡イ臭ヲ持テ居ルモノ
ノデアアル、是ガ強烈ナル植物性ノ揮發油ノ
芳香性ノモノニ依テ、其惡イ臭ヲ打消サレ
ルト同時ニ、若干芳香ヲ保タセルコトガ出
來ルヤウニナツテ居ルノデアリマス、此點
ニ於テハ決シテ芳香ヲ保タセルト云フ奢侈
ノ目的ニ依テ、用キラレルニ非ズシテ、
寧ろ製品ノ材料ノ性質上、其惡イ所ヲ打消
ス爲ニ用キラレテ居ルモノデアリマス、隨テ此
材料ニ依テ幸ニ我ガ石鹼業其他化粧品業
ガ、近來化學製造ノ發達ト各營業者ノ研究
トニ依テ著シキ進歩ヲ遂ゲテ居リマス、
其結果大ニ外來品ヲ防ギ得マシタノミ
ナラズ、更ニ進シテ支那南洋、向ホ更ニ近
頃ハ南米方面ニマデ是等ノ商品ガ販路ヲ擴
グツツアルノデアリマス、之ヲ勘定致シマ
スルニハ、私共ノ推算ト致シテ約五百萬圓
ニハ達シテ居ルト考ヘラレマス、此五六百
萬圓ノ輸出ハ是等ノ芳香性ノ物ノ材料ニ
依テ、殆ド其品質ヲ保タレテ居ルモノデア
リマシテ、若シ之ニ對シテ揮發油ヲ用ヒマ
セヌコトニナリマスナラバ、當然輸出ト云
フモノハ杜絶スベキ筈ノモノデアリマス、
而シテ茲ニ斯ノ如キ重税ヲ課セラレラバ、其
製品ノ價ニ於テ正シク一割餘ノ値上ヲ見ナ
ケレバナラヌト云フコトハ事實デアリマ
ス、今日貿易ノ逆勢ニ對シテ政府ガ種々苦
慮セラレテ居リマス折柄、斯ノ如キ事ヲ
敢テスルト云フコトハ、果シテ貿易上ノ得
策デアリマセウカ、甚ダ疑ハナケレバナラ
ヌノデアリマス、隨テ私共ハ此植物性揮發
油ニ付テハ、熱心ニ無税ヲ主張スル者デア
リマス、此無税ナルモノハ政府本來ノ方針
トシテ、其初ヨリ無税トシテ長ク續ケラレ
タ所ノモノヲ維持スルト云フニ過ギナイノ
デアリマス、故ニ是非トモ此部分ヲ除クシ
テモ亦其如キモノデアリマシテ、此三ツノ

物ハ若シク吾々ガ此法案ニ依テ國策上不利ヲ來スベキモノト考ヘマスガ故ニ、假令山本君ノ動議ガアリマスモ、況ヤ山本君ノ動議ナルモノハ已ニ是ガ不備デアル、斯様ノ事モアルベキ筈デアルト云フコトヲ豫期サレタ爲ニ出テ居リマスル動議デアリマス故ニ、願クハ此小部分ニ付テ若シク事理ノ明白ナル物ニ付テハ、枉ダテ此修正案ヲ御採用アランコトヲ希望スル者デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 他ニ發言ノ通告モアリマセヌカラ直ニ採決ヲ致シマス、先ツ修正案ニ付テ採決ヲ致シマス、修正案ハ蒲山君及前野君ノ兩君ヨリ提出サレテ居リマスガ、先ツ蒲山君ノ修正ニ付テ採決致シマス、同君ノ修正ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔反對〕ト呼フ者アリ
〔賛成者 起立〕
○議長(粕谷義三君) 起立少數デアリマス、修正案ハ否決サレマシタ、次ハ前野君ノ修正ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

〔反對〕ト呼フ者アリ
〔賛成者 起立〕
○議長(粕谷義三君) 起立少數デアリマス、修正案ハ否決サレマシタ、最後ニ委員長ノ報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者 起立〕
○議長(粕谷義三君) 起立多數ト認メマス、委員長報告ノ通り決シマシタ
〔拍手起ル〕
○議長(粕谷義三君) 作問耕逸君

○作問耕逸君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題トナシ、第二讀會議決ノ通り、即チ委員長報告ノ通り可決確定アランコトヲ望ミマス
〔賛成ニ賛成〕ノ聲起ル

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ノ聲起ル
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、即チ直ニ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

荻澤品等ノ輸入税ニ關スル法律案 第三讀會
〔異議ナシ〕ノ聲起ル
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第一讀會議決ノ通り、本案ハ可決確定致シマシタ(拍手起ル)

○作問耕逸君 殘餘ノ日程ニ對シテハ緊急上程ノ分共、總テ延期ノ動議ヲ提出致シマス
〔賛成ニ賛成〕ノ聲起ル
○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ノ聲起ル
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會
午後九時十五分散會

衆議院議事速記第九號中正誤	頁	段	行	誤	正
	九九	四	二五	信次郎君	信治郎君
	一〇九	一	三五	三清善之	三善清之
	一一一	二	一七	(續)	衍
	一一二	四	一三	昌谷	土岐
	同	同	二六	昌谷彰	土岐嘉平
	同	同	二七	同	同

衆議院議事速記第七號中正誤	頁	段	行	誤	正
	九九	四	二五	信次郎君	信治郎君
	一〇九	一	三五	三清善之	三善清之
	一一一	二	一七	(續)	衍
	一一二	四	一三	昌谷	土岐
	同	同	二六	昌谷彰	土岐嘉平
	同	同	二七	同	同